

会報

第42号

国立大学協会

昭和43年11月

会 報

(第 42 号)

目 次

結婚と家族に関するソ連の新立法……………中 川 善之助…(1)
大学における教育実習……………二 方 義…(7)

A 事業報告

1. 諸会議議事要録……………(10)
 - (1) 理事会 (43. 8. 8) ……………(10)
 - (2) 第 2 常置委員会 (43. 7. 22)……………(14)
 - (3) 第 4 常置委員会 (43. 9. 25)……………(15)
 - (4) 第 7 常置委員会 (43. 8. 2) ……………(17)
 - (5) 第 7 常置委員会 (43. 9. 24)……………(18)
 - (6) 図書館特別委員会 (43. 7. 24)……………(19)
 - (7) 教養課程に関する特別委員会
(43. 7. 23)……………(21)
 - (8) 医学教育に関する特別委員会
(43. 9. 10)……………(22)
 - (9) 入試期特別委員会 (43. 9. 12)……………(23)
 - (10) 第19回大学運営協議会 (43. 9. 12)…(25)
 - (11) 第20回大学運営協議会 (43. 9. 28)…(27)
2. 諸会合 (昭和43年 7 月～ 9 月) ……………(28)

B 要望書

1. 国立大学教官等の定員削減措置について
(再度要望) ……………(29)
2. 国立大学の附置研究所の教官について
……………(29)

3. 昭和44年度予算に関する要望書……………(30)

C 資 料

1. 各省庁別定員削減目標について……………(32)
2. 学問・思想の自由委員会報告 (抄)
(1968年10月16日 日本学術会議)…(33)
3. 大学問題に関する資料の収集について
(依頼) ……………(35)
4. 入試期問題審議予定……………(38)

D その他

1. 学長・役員等の異動について……………(40)
2. 罹災大学に対する災害見舞について…(40)
3. 宮城教育大学の開学記念式典について
……………(40)
4. 国立大学協会事務局長代理について…(40)
5. 寄贈図書……………(41)
6. 窓
 - 秋より高し……………(31)
 - U. H. F と大学開放……………(39)
 - 学長が交替された場合に……………(41)

結婚と家族に関するソ連の新立法

中 川 善 之 助

は じ め に

1968年の10月1日から、ソ連と連邦構成共和国では、新しい「結婚と家族に関するソ連と連邦構成共和国の基本法」という法律が行なわれることになる。私はソビエト法研究の専門家ではない。しかし、最近わが国では、極めて良心的な報告や、法文の慎重正確と思われる邦訳などが相次いで現われたので、われわれにも最近ソ連の家族法的情実が漸くわかって来た。

もちろん細かい事実はわからない。しかしまた、家族法の研究を多年手懸けて来た者から見ると、これだけわかれば、これはこうなんだろうという推測も多分にできるようになって来たともいえる。そうした程度に玄人であり、またその程度に素人でもある私などから見ると、今度のソ連新家族法には、さほど驚異的な点もないし、斬新と思われる点もない。十分理解できない点もなくはないが、協議離婚制のように刮目して行末を見護りたい気のするものもある。

とにかく中共からはあれほど激しく修正主義者として指弾されたソ連、しかもチェコの自由化に対してはあんなにむきだしの暴圧手段をとったソ連、そのソ連が結婚と家族に対し、新たに大規模な立法運動を起こしたということは、われわれにとって興味ある出来事といえよう。その中の格別注意をひかされた諸点を次に列べて見よう。

1. 立 法 経 過

ここにとりあげる法律というのは、「結婚と家族に関するソ連と連邦構成共和国の基本法」という36箇条の法律（以下「基本法」と呼ぶことにしたい）と、その施行法ともいべき「結婚と家族に関するソ連と連邦構成共和国の承認に関するソビエト社会主義共和国連邦の法律」という8箇条の法律（以下簡単に「承認法」と呼ぶことにしよう）の両者のことである。

この基本法草案は、1968年4月10日イズベスチャその他に発表された。草案に対する一般の関心をかきたて、あらゆる方面からの批判を集めるためだったとされている。草案を作成したソ連最高ソビエトの常任委員会には7千通、イズベスチャ編集部には8千通の寄書投書があったとのことである。

しかし、この年の6月26日、つまり2箇月後に、確定法案としてソ連最高ソビエトに上程され、審議わずか1日で翌27日には、草案が満場一致で可決確定したとのことであるから、かなり急ぎ足の立法過程であり、従って大体において、中心的指導者の綿密な計算と準備で用意された路線を、大衆という名の車で運ばれたもののように思えてならない。ソ連に格別友好的な人たちが、この立法経過を評して、「この大衆討議にもとづいておこなわれた新家族法の制定過程も、社会主義諸国における立法過程の特色をしめすものとして注目に値しよう。」といっているのは、いかにもその通りで、大いに「社会主義諸国における立法過程の特色」を示しており、従って「注目に値」するとは思いうけれども、それは必ずしも手放しの賞讃の意味ではなく、ただ「注目に値」という点で誰しも異存が

なかりと私は思うまでのことである。

次にその基本法の極めて粗雑な概要を紹介しよう。法文の邦訳は、稲子宣子・同恒夫両氏の手になり、それを社会主義法研究会の諸君が検討確定したものである（法律時報43年8月号所載）。

2. 結 婚 宮 殿

ソ連には、一般にザークスと呼ばれる、身分登録事務を担当する国家機関が設置されており、すべて「結婚は、身分登録の国家機関において締結される。」ものとし（基本法9条(1)）、こうした「身分登録の国家機関において締結された結婚だけが、夫婦の権利と義務を発生させる。」と規定されている（同法同条(3)）。

このザークスが、結婚締結の申請をうけたり、その登録をしたりする場所を結婚宮殿というらしい。結婚式は何といっても教会で挙げなければという昔からの素朴な感情が、今日に至ってもなお国民の一部にあるらしく、その代償物的な意味も含めて、どんな形で、どんな飾りのある建物だか知らないが、一定の順序に従って、儀式らしい形を踏む結婚宮殿方式とでもいうべきものが、レニングラードから発生して、かなり各地に拡がっているらしい。その事実をうけて基本法9条(5)も、「結婚の締結は、厳粛におこなわれ」なければならないという明文をおいたのである。日本の神前結婚と称する儀式があまりにも商業主義的に流れている反面、法的に一番大事な婚姻届出があまりにも事務的であり、形式に墮してしまっているのと比べて、われわれにも考えて見なければならないものがあるといえよう。

基本法は、さらに慎重を期し、結婚の正式な登録は、当事者がザークスへ申請してから1箇月後に行なわれるとした(9条(4))。これは、軽卒な結婚をチェックするため、前々からリトアニア共和国その他で行なわれていた制度だという。私の知人の息子が1年ほど前に結婚し、すぐに届出をした。ところがその妻君にやや精神病質的の兆候があり、何も用事をしなかつたり、時には乱暴したりで、到底円満に結婚生活を継続できないと、本人双方もいうし、仲人や近親もそう思い、ついに別れることとし、協議離婚の届出をすませた。そこまでは、本人殊に婿さんには気の毒ながら、とにかく面倒な波瀾もなく進んで来た。ところが2、3箇月前、世話する人があってその青年が再婚することになった。そのことをどうした機みでか知った彼女は、彼に手紙をよこし、自分はどうしても彼の再婚を承知できないから、あらゆる方法で邪魔をし、断じて再婚させないといって来た。あわてた彼が知り合いの弁護士に相談し、弁護士が念のためにと行って戸籍をとって見たら、驚いたことに、彼と彼女は、もちろん彼女の作成した婚姻届によって、再婚したことに戸籍の記載がなされていたという。私はいまここで、この虚偽の婚姻届が無効ではあるが、これを無効にして戸籍の記載を消除するには、どうしても婚姻届の無効確認判決を裁判によってとらなければならないとか、彼女の行為は、刑法上も、公文書の無形偽造罪になり、また彼の判を作って押したであろうから、印章偽造行使罪にもなるだろうとかいうことを論じようとは思わない。私はただ、日本の婚姻届出が、いかに簡単であり、形式だけのものであるかということ、ソ連新家族法が、「婚姻の締結は、厳粛に行なわれ」なければならないと態々いったことに触れた序に、連想してもらいたいと思って言及したまでである。

3. 夫 婦 財 産

社会主義国における個人の財産は、われわれの場合と異なり、消費財産についてだけ認められ、土地だとか家屋だとか、鉱山だとか企業だとかいういわゆる資本財産に私有は認められない。衣服だとか、装飾品だとか、限られた範囲の現金だとか食糧だとかいう個人的消費財産についてだけ私有が許される。だから人々は、われわれのいう私有財産制度下における私有財産と区別して、ソ連などの場合には、個人財産または消費財産と呼んでいる。

こうした意味で、夫婦は個人財産をもちうる。「結婚前に夫婦に属していた財産、および結婚期間中に夫婦が贈与または相続により取得した財産は、それぞれの所有に属する。」(基本法12条(4))。ここまでは、日本の民法でも同じであるが、夫婦が婚姻中、贈与・相続以外の事由で得た財産、例えば賃金などになると俄然容相を異にし、そうした財産は、すべて夫婦の合有となり、夫婦は各々「この財産の占有、使用および処分について平等の権利をもつ。」ものとされ(基本法12条(1))、夫婦の一方が家事や育児やその他相当の事由で独立の賃金を得られなかった場合でも、夫婦の合有財産に対する「平等の権利」については変りがない(同条(2))。

日本でも昭和22年改正の現行民法では、配偶者の一方が死んだ場合、他方には相続権が認められるようになったし、また離婚の場合には、財産分与の請求ができることになったけれども、無事に夫婦が暮している間は、夫名義の不動産でも預金でも、妻は勝手に手をつけることが法律上は許されない。夫の俸給を妻が儉約して預入したもので、夫の預金は夫のものである。このことは日本でも、考え直さなければなるまいという声がないこともない。

4. 夫 婦 の 姓

日本の現行民法 750 条は、夫婦は婚姻の際に夫の姓か妻が姓を夫婦共同の姓として選定することができ、またしなければならぬとしている。欧米では普通、妻は夫姓に改めるものとされており、日本でも明治14、5年以後は、そうってしまった。しかしそれ以前の日本でも、また中国でも朝鮮でも、南洋でもアフリカでも、結婚による改姓ということはないのが普通である。それを夫婦は夫姓を称するものと改めたのは、キリスト教に内在した父権性の現われであり、また男性中心の私有財産制が馴致した結果である。従って私有財産が前述したような個人財産に限られる共産圏社会にあっては、夫婦別姓も当然許されるべきである(基本法11条(1))。夫婦の姓を結合させた合姓を夫婦の姓とすることも差支えないわけであるが、基本法は、その許否を各共和国に委せることにした(11条(2))。夫婦別姓は、日本でも考えていいことであろう。

5. 協 議 離 婚

ソ連の離婚法は、極めてルーズな時代を経験している。1918年、革命後最初の立法では、夫婦の一方だけがザークスへ離婚を申請しても離婚は成立した。1926年にかなり大きな改正が企てられたが、この一方的離婚の許容は同様であった。1936年の離婚法改正で、ザークスへの申請者は、夫婦の一方だけでなく、双方が出頭しなければならぬとされた。それが1944年のソ連最高ソビエト幹部会令で、離婚は、単なるザークスへの申請ではなく、必ず裁判によるべきものとされるようになり、今日に至ったのである。今までのところ、共産圏諸国は、みなそうであり、中国の人民共和国でも、離婚を正当とする事由の存否は、裁判手続によってのみ判断されることになっている。今度の基本法も、裁

判離婚の理由として「夫婦の共同生活の継続と家庭の維持が不可能となったこと」を挙げている(14条(4))。しかし共産圏のみならず、自由主義諸国でも、日本以外には、裁判所を通さず、完全に当事者の協議だけで離婚を成立させうる国は殆どないといってよい。

ところが此度のソ連基本法は、この協議離婚を認めたのである。ただ一つ制限がつけられた。即ち協議離婚のできるのは、「未成年の子のいない夫婦」に限られる(14条)。子の利益幸福を護るという近代親子法の要請を忠実に貫いた発想といえよう。

この協議離婚は、裁判手続によらず、ザークスへの申請だけですむ。ただし離婚は、申請の日から3箇月たって成立するとし、軽卒を戒めている(基本法14条(7))。

しかしソ連と日本では財産制度が違う。従って協議離婚制についても、ソ連が認めたのだから、日本にとっても良い制度だなどと簡単に推論することは絶対にできない。ソ連でも4月発表の基本法草案では、協議離婚が認められていなかった。この草案に対し、協議離婚を認めるべきだという批判の声もかなり強かったようだが、当局はかなり最後の土壇場まで、協議離婚を認める意思をもたなかったようである。その証拠に、基本法は6月27日に可決確定されているのに、6月3日付プラウダに載った基本法草案に対するソ連最高裁判所長アレクサンドロピチ・ゴルキンの解説では、草案の採った協議離婚制否認の態度を正しいとしている(「今日のソ連」1968年7月15日号)。それもかなり強い言葉で草案を弁護しているのである。それでいて協議離婚が3週間後に成立しているのであるから、今になっては所長も法律の解説に苦しむのではないと思われるほど、急激な事情変化があったとしか考えられない。

6. 父 の 捜 索

「父の捜索」というのは、婚姻をしていない父母から生れた子、即ち婚外子(私生子)が、法的に父の確定を要求することである。婚外母子関係は、一応明瞭に判るが、父子関係は判らない。父自身が承認するならそれでもいいが——任意認知——それを拒む場合に、子なり母なりから公の機関に向かって右の認知をさせるよう請求する——強制認知——ことが「父の捜索」なのである。父権が偏重されたり、子や母の利益幸福があまり顧みられない時代には、父の捜索が禁じられた。1808年フランス民法が初めてできたときも、明文をもって「父の捜索は許されない」と規定されたし、わが国でも明治6年1月18日の太政官布告21号は、これを禁じた。しかし今日諸国の民法は、殆どどこでも、母子の人権のため、これを許しているのだが、どうしたことかソ連の家族法では、1944年に突然「父の捜索」が禁じられて以来、今日でもなお不明朗な態度が続いているのである。

1944年といえば独ソ戦の最中である。婚外子も増えたらうし、その父たちは四方の戦場に散らばっていて、養育費の取立ても難しかったに違いない。しかしそんな事情は、いつも筋を通すことに熱心なソ連指導者に、父の捜索を禁じさせる理由にはならないと私は思う。何かといえばすぐ1920年2月のプラウダ紙に載ったレーニンの、「ソビエトは男子に特権を認める古い、ブルジョア的な卑劣な法律を完全に廃止した世界最初の、且つ唯一の政権である。」という言葉を引用したがる人たちの口裏とは、何かチグハグなものを感じさせる。

政府はその理由付けとして、戦争による男子人口の相対的激減を挙げた。1965年における31歳以上

の男子人口は3132万、同女子人口は5230万で、女子が2千万多いことになっており、そうなれば婚外子の出生も自然に増加し、その養育料をきびしく取立てれば、父親の固有家族の生活を圧迫することになるということだった（社会主義法研究会「ソ連の新家族法」法律時報43年8月号89頁）。

しかし、これでは説明にもならないし、あまり統計など示したことの無いソ連政府から、こんな人口統計だけを見せられても、すぐなるほどとは思えない。ソ連国内でもこうした「父の搜索」禁止に対する反論は、次第にたかまって来たらしく、1968年4月の草案では、婚外子の父母が共同でザークスへの出生届をするか、子の出生前、父母が内縁関係にあったことを裁判所が確認した場合は、その裁判所の判決で婚外父子関係は確定されるものとした。

しかしこれでは、父母が共同でザークスへの出生届をした子が、父母が内縁関係にあって生まれた子だけが保護され、内縁も何もない父母の間の生まれた婚外子の保護は一切拒まれる結果となる。そこでこの点についての草案に対する非難はかなり強いものがあつたらしい。そこで基本法は、さらにもう一步を譲って、共同届出と内縁的事実の他にも「被告を父と認定することを十分に裏付ける証拠を考慮する」ことができると付け加えたのである（16条(4)）。つまり内縁的共棲があつた場合に限らず苟も父子関係を確立する証拠となるものがあつたら採り上げて、父確定の判決をしてもいいというのである。

永い間おけていたソ連の婚外子法も、これで漸く現代諸国の水準に追いついたかに思えたのであつたが、実はまだそうではなかつた。上に述べた父確定に関する基本法16条の規定は、基本法施行以後に生まれた子についてだけ適用され、それ以前の出生子にはこの恩典が及ばないということ、基本法とは別の、承認法2条が明言しているのである。何だか詐されたような感じがしないでもない。

7. 親子扶養

親子間の扶養について基本法は面白い規定をおいた（20条）。一方では、

「(1) 成年の子は、労働能力がなく援助を必要とする[親を扶養し、親について配慮する義務をおう。]としたが、別に他方では、

「(2) 親が親としての義務の履行を怠ったことが、裁判所によって確認された場合、親を扶養する義務を子から免除することができる。」としたのである。免除するのは、いうまでもなく、裁判所であろう。ソ連にも「父帰る」のような父が珍らしくないとみえる。

8. 養子制度

帝政時代のロシア民法には、養子制度があつた。もちろん家系継続を眼目とした「家のための養子」であつた。それが1918年革命最初の立法で廃止され、さらに1926年に復活した。

今度の基本法24条も養子を認め、「養子縁組は、未成年の子についてのみ、その利益のために許される。」といった。正に英・仏・米などに見られる。現代的の「子のための養子」である。

基本法25条によると、養子とその子孫は、養親とその血族との間に、身分上も財産上も、自然の血族と同じ権利義務をもつとされており（同条(1)）、また養子は実親族に対して、身分上も財産上も、権利を失い義務を免れるとされている点（同条(2)）は、欧米諸国の立法例に珍しい例である。

さらに同条(3)は、「養親の願い出により、養親を養子の実親として、出生登録簿に記載することが

できる。」といっているが、これは諸外国にも例のある特別養子のことであろう。しかし特別養子は、日本でもその採否を学会のシンポジウムで問題としたことがあり、しかも種々の難問をはらむため否認論が多かった制度である。ソ連の場合、規定に上記の1条だけで細目が判らないから何ともいえないが、多くの問題を生むだろうことは十分予想される。

なお基本法は、養親子間の結婚を近親婚として禁じている(10条(3))。この禁止理由は、優生学的のものではなく、道義的のものである。わが民法にも同様の禁止規定があり、これを存置すべきかどうかについては、学界に前々から論議のあることをここに附言しておこう。

(金沢大学長)

大学における教育実習

二 方 義

岐路に立つ教員養成という言葉が使われはじめて久しいが、わが国における教員養成は、制度的にみても内容的にみても、今日なお流動しているとみるべきであろう。大学の水準において、高い程度の専門的教育を行なうという課題をになって出発した戦後の教員養成制度は、充足後やがて20年を迎えようとしているのに、なおかつ未解決の問題を数多くかかえている。その一つとして、教育実習の充実強化という課題を挙げることができるであろう。一般的にみて、この課題の重要性は必ずしも十分に認識されているとはいい難いので、以下に私の所見の一端を申し述べてみたいと思う。

諸外国の教員養成制度を一瞥して誰しも気づくであろうことは、教育実習にかなりの時間を振り当て、かつ、その指導に周到な配慮をなしている、という事実である。ソビエトのように40週間に及ぶものは例外としても、多くの先進諸国は、概して10週間から20週間にわたる長期の期間を教育実習に振り当て、綿密な指導計画に基づきそれを実施している。そのための調査研究も活発に進められ、アメリカでは、教育実習に関する単行本だけでも優に百冊を越えている。

わが国では、明治初年の師範学校発足当初から教育実習の重要性に着眼し、鋭意その充実を図ってきた。新制大学発足直前の師範学校では、最終学年の第3学年において12週間の集中的な教育実習を課した。ところが、新しい教職員免許法は、小学校教諭4単位、中学校および高等学校教諭2単位という僅かな単位数しか要求しなかった。その結果、新制大学においては、旧師範学校に比して、修業年限は延長されたにもかかわらず、教育課程の中に占める教育実習の比率は著しく減少した。今日、教員養成を目的とする大学または学部は、教育実習の意義を再評価して、その充実強化につとめ、平均6週間から8週間程度の教育実習を課しているが、なお諸外国の水準には到達していない。

教育実習の意義について述べる場合、医学部における臨床実習の意義を引き合いに出すのが便利である。教育作用を医療作用と対比しながら、教師に対し、医師に対してと同等の専門的教育を与えることの必要を説く論法は、決して目新しいものではない。たとえば、広瀬淡窓は門弟に与えた五則の告諭の中で、「少々文字を知りたりとて師とすべき程の器に非ざる者に教を托する事、猶未熟の医に性命を托するが如し、危き事かな」と述べた。これと同じような主張は、諸外国においても古くからみられた。今日では、さらに積極的に医学における臨床実習の方法を教育の中に活用する努力がなされている。たとえば、アメリカにおいて、教育実習を臨床的教育経験と呼び、その指導にあたる大学教官をクリニック・プロフェッサーと称したり、あるいは、卒業後の試補期間をインターンシップと称したりするのは、その一例である。

医療作用が人間の生命にかかわるものであれば、教育作用は人間の精神にかかわるものである。一

人前の医師として患者の診察および治療に従事するためには、就職前に、生理と病理の基礎理論をわきまえ、薬剤および外科的手術の知識と技術を習得しておかなければならない。それと同じように、一人前の教師として教壇に立つためには、就職前に、教育の基礎理論をわきまえ、学習や生活の指導に関する知識と技術を習得しておかなければならない。つまり、大学での講義を通して得た理論を、実践的な体験を通して、主体的・創造的に対象へ適用してみたり、その理論を技術的方法へと転化してみたりするための基礎的訓練を積み重ねておかなければならない。人間の生命や精神をスポイルしないために、人間を対象とする職業に対してとくに要求される倫理である。

教育実習は、大学での講義を通して習得した教育理論を、教育現場に適用させるとともに、大学の授業では容易に得られない技術的熟練を習得させることによって、将来の教師になるための基礎を培うことの中に、その独自の意義を有している。したがって、教育実習は、教員養成を目的とする大学・学部教育課程の重要な一部を構成するものといえよう。そうであるならば、教育実習の管理運営の最終責任は、大学・学部が存在するし、その基本的な方針や計画は教授会の議を経て決定されなければならない。その際、教育実習を効果的に管理運営するために、教育実習に関係するできるだけ多数の人々を参加させるような教育実習委員会を組織し、その委員会に実際的な業務を委託することが便利である。この教育実習委員会を通して、大学・学部と実習校との間の緊密な協調が図られ、教育実習計画が迅速かつ能率的に実施に移される。将来においては、教育実習の指導体制を強化するために、教育実習の研究および指導を専ら担当する学部教官の定員をつけたり、実習指導を担当する実習校教官の資格および報酬などの規定を設けたりすることも検討すべきであろう。

教育実習の場としては、附属学校のもつ意義を再確認しなければならない。附属学校での教育実習は、実習生が将来赴任するであろう地方の学校の教育条件を考慮した場合、望ましくない結果をもたらすという主張が一部でなされているけれども、私はそのような主張に全面的に同意するものではない。私が教育実習の場としてまず附属学校を挙げるのは、医学部における附属病院がそうであるように、附属学校が教育実習の場として意図的・計画的に組織された教育環境である、という理由に基づいている。そこにおいて、教師となるに必要な知識・技術の基本的なノームを習得させることは、最も迅速にして効果的な養成方法であると考えからである。たとえていえば、水泳の技術を教えるために、まずプールにおいて基本的な型を練習させたり、あるいは、運転の技術を教えるために、自動車学校の予定されたコースで練習させたりするのと似ている。附属学校における基本実習が終了した段階においては、応用実習のために一般公・私立の学校に出かけることの必要なことはいうまでもない。

教育実習の指導形態は、それゆえに、基本実習と応用実習とに大別され、それにオリエンテーションおよび事後指導が附加される。そこで問題になることは、このような連続した指導計画を実施に移すことは、今日の教員養成大学・学部において実質的に極めて困難である、という実情である。その理由は、学部および実習校の学年暦をいかに操作しても、これらの連続した指導計画を入れ込むための期間を確保することは困難であり、無理に確保しようとすれば学部の授業と教育実習との二重履修の弊害を生み出しかねない。しかも、任意選択の単位制度のもとにあっては、教育実習前に履修させ

ることが望ましい専門科目を全実習生に義務づけて履修させることすら困難である。附属学校の適正規模の問題とも関連して、今日の教員養成大学・学部の解決すべき問題は、数多くあるということができよう。

最後に、教科教育と教育実習との関係について一言することにより結語としよう。今日、教員養成の理論的中核として教科教育学の学的体系化が要請されていることは周知のとおりである。これに比して、教育実習の重要性は往々にして見失われがちであるが、しかし、内容面においても方法面においても、両者は密接な関係を持ち、全体的な構想のもとで検討されるべき性格のものである。まず内容面についていえば、教科教育学で指導すべき内容と教育実習で指導すべき内容との間には相補的な関係がある。一般的にいえば、前者は歴史的・理論的側面であり、後者は技術的・方法的側面であって、両側面が合体することによって、教科の効果的指導力の育成という窮極目標に接近することができる。したがって、教科教育学の講義担当者と教育実習の指導者とは、相互に指導内容を検討し合い重複や見落としのないように事前の連絡を密にすべきである。つぎに方法面についていえば、教科教育学の指導に際しても教育現実を直視し、教育実地研究の方法を導入することが必要であるが、しかしその際の教育実地研究は、あくまでも教育現実と一定の距離を隔てて、それを分析的・認識的に捉えることを主眼とする。これに比して、教育実習は、教育現実に対して一層密着して、教育現実を総合的・構成的方法で捉えようとする。教育実習が、教員養成の実践的中核として重視されるゆえんである。したがって、教科教育学の授業は、教育実習を経由することによって、初めて教育現実との結合を果たすことができる。教育実習によって教科教育学が完成をみる、といってもよいであろう。教員養成に対して教育学的な裏うちを与えるという現代の課題にとって、教育実習の果たすべき役割は、けだし、大といわなくてはならない。

(茨城大学長)

A 事業報告

旧 新

1. 諸会議議事要録

第3常置委員長 三輪東京教育大学長

井上鳥取大学長

(1) 理事会議事要録

日時 昭和43年8月8日(木)午前10時
～午後3時

場所 国立教育会館第2特別会議室

出席者 奥田副会長

柳川, 本川, 秋月, 和達, 三輪, 増田
中川, 渡辺, 八木, 稲荷山, 川村, 長
谷川, 妻木, 町野各理事
藤田第1常置委員会委員長
小川第2常置委員会委員長
福田第4常置委員会委員長
鎌田第7常置委員会委員長
小塚教養課程に関する特別委員会委員
長

大河内会長加療中のため、奥田副会長主宰の
下に開会。

1. 理事ならびに常置委員長の交替について

東京教育大学、鹿児島大学および東京工業大
学の各学長の退任に伴って、下記のとおり交替
された旨報告があった。

(1) 理事

	旧	新
東京教育大学長	三輪知雄	三輪光雄
鹿児島大学長	福田得志	町野碩夫
東京工業大学長	実吉純一	斯波忠夫

(学長事務取扱)

(2) 常置委員会委員長

2. 副会長選出について

議事進行の都合により、会務報告を後に回
し、長く本協会の各種委員、理事をつとめ、また
昭和41年11月以来本協会副会長の職にあった福
田鹿児島大学長が去る7月末日退官され、本協
会副会長も退任されることになったので、会則
第20条の規定により後任副会長を互選すること
とし、先ず、「副会長互選の手續について」(昭
和41.11理事会了解事項)諮り、協議の結果「副
会長互選の手續について」の1の2の「これを
候補者とする。得票数は発表しない。」を「こ
れを候補者とし、候補者の氏名および得票数を
発表する。」に改め、ついで第1回投票を行な
った結果、渡辺静岡大学長が得票過半数を得た
ため、協議の結果、渡辺学長を当選者として決定
し、第2回投票を省略することとした。(定足
数理事21名中15名出席投票総数15票)。

3. 常置委員会委員候補者および特別委員会委員の選任について

福田副会長その他委員の交替に伴って常置委
員会委員候補者および特別委員会委員が下記
のとおり選任された。

(1) 常置委員会委員候補者

鹿児島大学長に替り静岡大学長が副会長に
なったため、慣例により新鹿児島大学長の所
属常置委員会は、従来静岡大学長の所属して
いた第5常置委員会に決定し、次回総会にお
いて承認を得ることになった。

(2) 科学技術行政特別委員会委員

	旧	新
東京教育大学長	三輪知雄	三輪光雄
信州大学長	三村 一	池田雄一郎

なお、渡辺学長は従来委員であったが、今回改めて副会長として委員になり、補充は町野鹿児島大学長が選任された。

(3) 図書館特別委員会委員

	旧	新
東京工業大学長	実吉純一	斯波忠夫
		(学長事務取扱)

(東京工業大学長は、地域選出の委員のため、後任学長を充てることに決定)

(4) その他の特別委員会委員

渡辺副会長は、従来新設大学拡充特別委員会および研究所特別委員会の委員であったが、今後引き続き同委員会の委員としてとどまることになった。

4. 大学運営協議会委員

福田副会長、三輪第3常置委員長の退任に伴い規定上次のとおり後任者が交替する旨の報告があった。

渡辺 寧 (副会長、静岡大学長)

井上吉之 (第3常置委員長、鳥取大学長)

5. 特別委員会の設置について

奥田副会長より、去る6月の総会において「入学試験期日決定方法に関する方針」が決定されたが、その際これを実施するために特別委員会を設けること、およびその特別委員会の委員その他については、第2常置委員会で協議し、理事会に諮って決定することが承認されたので、去る7月22日第2常置委員会を開き協議した結果、今後具体的にこの問題を取運んで行くことについて小川委員長から提案があったので、これについて審議されたい旨述べられた。まず、丁子主事別紙第2常置委員会提案の「国立大学の入学試験期日決

定方法に関する方針」の実施案について(資料10の1)および奥田副会長・小川委員長協議提案の「入試期特別委員会の委員選考について」(資料10の3)の2案を朗読し、ついで小川委員長より全文についての説明があつて後審議が行なわれたが、第2常置委員会の提案中2)の「方針実施の手続」については、別途特別委員会において検討することとし、本理事会においては第2常置委員会の提案(資料10の1)の1)および入試期特別委員会の委員の選考について(資料10の3)の2案により、特別委員会の設置とこれに関連する問題について検討した結果、地区委員会の設置はこれを取り止め、代りに地区学長会議においてその機能を行なうことに改める等上記の2案を修正の上次のとおり決定された。

「国立大学の入学試験期日決定方法に関する方針」の実施に関する特別委員会設置等について

「国立大学の入学試験期日決定方法に関する方針」(以下単に「方針」という。)の実施については、第41回総会の決定に基づき次の特別委員会を設け、同委員会において主たる事務を行なう。なお、具体案の作成については、この方針にいう全大学協力の趣旨により特別委員会および地区学長会議の両者連携のもとに協力して速やかにこれが実現を期するものとする。

1) 特別委員会の名称

入試期特別委員会

2) 特別委員会の委員

① 会長および副会長

② 第2常置委員会の委員

地区学長会議との関連を考慮して大学の代表者たる委員に限ること。

③ 各地区の定員は3名（1期校1名・2期校2名）とし、前項1および2の委員の数がこれに満たない地区にあっては、当該地区の理事をもってこれに充て、なお不足する場合は、他の大学の代表者のうちから理事会においてこれを選考する。

ただし、関東甲信越地区は、前項1および2の委員にとどめ、九州地区は第2常置委員会の関係上特に1期校を2名とする。

（注）

入試期特別委員会との連絡および地区学長会議における意見取纏めのため、地区学長会

議にこの問題に関する幹事（仮称）をおき、入試期特別委員会の委員3名をもってこれに充てる。

6. 特別委員会の委員選任について

前項により特別委員会の設置に伴い、委員の選考について協議の結果次のとおり委員が選任された。なお、前項決定2)の③により理事会で選考を要する北海道東北地区の2期校1名、中国四国地区の2期校2名、中部地区1期校2名の理事（金沢・名古屋）中1名については、それぞれ当該地区の理事の意見をきいて選考が行なわれた。

入試期特別委員会委員（地区別・期別）

地区別	1期	2期
北海道東北	北海道大(第2)	弘前大(理事) 山形大
関東甲信越	東京水産大(第2) 東京大(会長)	茨城大(第2) 群馬大(第2) 東京外語大(第2) 横浜国大(第2)
中部	金沢大(理事)	名古屋工大(第2) 静岡大(副会長)
畿	京都大(副会長)	京都工繊大(第2) 奈良教育大(理事)
中国四国	広島大(第2)	山口大 香川大
九州	熊本大(第2) 九州芸工大(第2)	九州工大(理事) 鹿児島大(理事)

7. 会務報告

鶴田事務局長より、6月開催の第41回総会以後における主なる事項について、次のとおり報告が行なわれた。

(1) 大学運営協議会懇談会について

前総会における各大学のご意見により、去る7月6日大学運営協議会懇談会を開き、最近多くの大学で頻発している学生紛争に関する問題を中心として関係大学からそれぞれ事情をきき意見の交換を行なった。また、最近

の学生運動が国際的様相を帯びつつある点から、協会としても外国における大学の資料を集め、検討すべきであるという意見があった。なお、当日は警察官の構内立入りの問題について専門家の委員の説明をきき意見の交換を行なった旨を報告。

(2) 意見書、要望書の提出について

前総会において決定された

(1) 国費外国人留学生の教育に関する意見書

7月10日篠原第5常置委員長が文部省に持参提出の上、善処方を要望した。(資料3)

(ロ) 大学保健管理の整備充実と制度確立に関する要望書

7月16日福田第4常置委員長、太田東京医科歯科大学長及び鶴田事務局長が文部省に持参し、これが実現方について要望した。

(ハ) 「国立大学教官の定員削減措置について」(再度要望)

およびこれに関連して「国立大学の附置研究所の教官について(要望)

国立大学の教職員に対する定員削減について行政管理庁等の考え方が、必ずしも楽観を許さない状況にあったので、去る7月23日急拠第6常置委員会および特別会計制度協議会の在京小委員会を開き、協議の結果、別紙(配付資料5,6)の要望書を作成して、翌7月24日増田第6常置委員長と和達・近藤両委員が行政管理庁等関係省庁に出向き、要望書により善処方を要望した。詳細については、後刻増田委員長よりご報告され、理事会のご了承を得る予定である。

(3) 経済団体連合会との懇談会について

経団連から、科学技術振興に関連して大学と経済界の関係の諸問題について懇談したいとの申し入れがあったので、7月25日主として科学技術行政特別委員会の委員を中心に懇談を行なった。

以上3件について報告があったのち、更に増田第6常置委員会委員長および和達科学技術行政特別委員会委員長から、それぞれ、次のとおり報告があった。

○定員削減措置に対する要望書について

増田委員長より、この要望書は前総会決定の定員削減に関する要望書を推進するものであり、また特に急を要し理事会に諮るいとまもなかったので別紙(資料5,同6)の通り提出したのでこの点特にご了承を得たい旨述べられ、了承された。

続いて、同委員長より、要望書提出の際行政管理庁で確かめた今回の定員削減の割合は、次のように方針がたてられてあるとの報告があった。すなわち、一般行政職の削減数を1とし、その他を0.5と0.2とし、全体を3段階に分けてあり、国立大学の教官の削減は0.2の部に含まれており、文部省関係はこの0.2の部が多く全体的に見れば比較的優遇の状況にあるようだ。然し、附置研究所の教官、病院の診療要員等が0.5の部に入っておったので、この点は特に要望書のとおり善処方を強く要望したとの報告があった。

○経済団体連合会との懇談会について

和達委員長より上記の懇談会においては大体次の3事項について話し合った旨報告があった。

- ① 研究開発と受託研究について
- ② 特許法の問題について
- ③ 研究発表の問題について

なお、この懇談の際に、今後は情報処理に対するプログラマーの養成が緊急の必要に迫られている旨が話題になった。

8. 第42回総会開催について

奥田副会長から、第42回総会は、11月20日(水)、21日(木)の両日日本学術会議講堂で開催したい。なお、今回は総会の会期中にはかねての申合わせにより常置委員会を開催せず、第2日目の午後は学長懇談会を開催する予定である旨が述べられ、了承された。

9. その他

① 大学運営協議会懇談会（昭43.7.6）の申合せによる学生問題に関する外国資料の蒐集と調査について

奥田副会長より、この問題は単に事務的問題でなく、或る程度この方面の事情に通じており、また関心のある方をお願いする必要があると思う旨が述べられ、具体的実施方法について諮られたところ、①運営協議会に小委員会を設けて検討してはどうか、②文部省で資料を集めて貰って国大協会で検討したらどうか、③文部省でこの方面の適任者を外国から招へいして、外国の事情をきいたらどうか、また、外国の一部の大学の学生が大学運営に参加している事情や現在の日本における学生紛争の実状分析等について話合いが行なわれ、結論として、大学運営協議会に小委員会を設け、広く国際的にその状況を調査することとした。また、本協議会に関係のない学長でも必要があれば臨時委員として小委員を依頼することになった。なお、この小委員会には、外国の大学の事情に通じた適任者を専門委員に加える必要があるので各委員は適当な候補者を事務局まで知らせることになった。

なお、これに関連して国内の各大学の学生問題に関する事情も承知したい旨の意見も出されたが、これについては大学運営協議会で話し合ったことを各地区の学長会議に持ち帰り、お互いに話し合うようにすればよい、この懇談会の目的は、まさにそこにあるのではないかと意見があった。

② 教養課程に関する特別委員会の中間報告案を各大学にアンケートすることについて 小塚委員長より、一般教育に関する中間

報告案を7月28日の特別委員会でまとめた問題点をとり上げて、各大学の意見をきき今後の審議を進める上の参考にしたいので8月中旬までに各大学にアンケートを出したいと考えている。各大学の意見は大体10月末頃までに或る程度のまとめがつくと思うので、11月の総会には中間報告をする予定であると今日までの経過報告があり、了承された。

10. 奥田副会長より、午食後日教組の代表と会見したことについて報告があった。

(2) 第2常置委員会議事要録

日時 昭和43年7月22日（月）午後1時

場所 国立大学協会会議室

出席者 小川委員長

中村、藤本、坂手、柳本、小池各委員
小川委員長主宰の下に開会。

初めに、委員長より国立大学の入学試験期日の決定方法について、去る6月25日、26日の両日に開催された総会に提案し、審議された結果、その方針が決まったが、次に、この方針にしたがって進めて行く具体的実施方法については特別委員会を新たに設けて検討するということとなりその設置、構想等の詳細については第2常置委員会で検討することになっていた。

よって、鶴田事務局長と相談して、別紙のとおり実施方法についての原案を作成したのでこの原案について検討願いたい旨を述べられ、事務局長から案文の内容について説明があり、続いて二宮主事原案を朗読し、逐条的に審議し、次のような意見があった。

○ 特別委員会の名称は「入試期特別委員会」とする。

- 委員の構成は、次のとおりとする。
 - ① 第2常置委員会の委員
 - ② 会長および副会長
 - ③ 委員（学長）1名の地区よりさらに1名
- 上記の委員構成にすると委員数が20名程度になるので多すぎるようだ。
- 人数が多くなると審議がまた振り出しに戻るおそれはないか。
- 特別委員会の目的がはっきりしているのだから振り出しに戻るようなことにはならないし、またそのようなことは特別委員会の目的から外れている。
- 結果において手直し程度になるかもしれないが、姿勢としてはあくまで総会で決まった方針で進むべきである。
- 委員が多くても小委員会を作って審議を進めていく方法もある。
- 委員は理事会で決めることになる。
- 委員1名の地区よりの補充要員は、なるべく2期校より選ぶべきである。
- 前、後期の決定は、旧7大学のようなところからまず決定しておかなければ他大学は決めにくい。

大体上記のような意見があつて協議の結果、別紙のとおり文案の修正を行なつた。本委員会としては、この修正案を次の理事会に提出して特別委員会の設置その他を諮ることとし、その際小川委員長より、この特別委員会は今回の方針の実施を目的とし、入試の根本問題の検討まで遡るものでないこと。また出来れば来年春季の総会まで位には結論を出して欲しい旨附言することとした。

(3) 第4常置委員会議事要録

日時 昭和43年9月25日（火）午後2時

場所 国立大学協会会議室

出席者 福田委員長

村尾、柳川、太田、松村、井上、野田

梶田、水野各委員

宮田専門委員

太田委員（前半）、福田委員長（後半）主宰の下に開会。

福田委員長所用のため太田委員が代わって開会の挨拶があり、続いて二宮主事前回の議事要録並びに要望書を朗読し、承認の上議事に入る。

1. 大学保健管理の整備充実と制度確立について

6月26日開催した総会の決定にもとづき、本年度も昨年に引続き標記に関する要望書を提出することとなり、別紙「要望書」を7月16日文部省へ提出した旨報告があつた。なお、その後の情報によれば、保健管理センターは、明年度の予算においては15大学か或いは17大学に設置方を要求されており、また、これに対する配当予算人員は1センターについて医師（助教授又は講師）2名、看護婦1名、保健婦1名、計4名が予定されているとの報告があつた。

続いて、9月12日、13日の両日開催された第6回全国大学保健管理研究集会の様相について詳細にわたり報告があり、主として論議に上つた事項として、第1日目は文部省に対し、センターへの配当人員の充足、研究費の配当、助成的援助（補助費）等の問題、その他、予算の流動的使用、学長直属の機関とする、係長不在で活動が阻害されるなどの要望が出され、結局

- (1) センターに教育的理念を盛り込んで運営していくこと

- (2) 4人の内1人を教授にしてほしい(身分の向上)
- (3) 4人の配置は是非実行してほしい、人手不足で十分な実を挙げ得ない
- (4) 医学部のない大学の事情を考えてほしいなどの点が採り上げられた。第2日目は管理機構、精神衛生、環境衛生等のことについて論議された。

2. 女子勤務者の母子保健福祉について

最近各大学において女子職員が多くなり、これに伴って保育所要望の声が強くなっているが、大学によっては既に非公式ながら実際に保育所を設けているところもある。本日はこの問題について、今後大学としてどのような取扱いをしたらいかがを検討することとしたい旨諮られ、該当大学の実状を聞き、検討の結果、この問題は①現在のところ各大学共学内だけのいわゆる闇で設けているものようで、したがって②法的な責任者がいないので事故が発生した時の処理に困る③会計法上にも事前に解決せねばならぬ幾多の問題がある等法律的にかなりの難点があるので簡単に進めるわけにはいかないとの意見が多く、結局この問題は、次回委員会まで特に本委員会委員で現に保育所が設置されている大学の委員にお願いしてその実状をよく調べていただき、次回委員会でさらに検討を加えることとした。

3. 研究・教育の場における事故・災害の対策について

この種の事故・災害に対しては、正式に何等の補償制度もないので現在各大学で取扱いがまちまちで困っている。大学としては、このような学生の災害に対する補償をできるだけ考えてやりたいが、どうすればよいか各大学に発生した事例とそれに対する処置の実状をききながら

協議したが、現状ではこれを救済制度はなく、新しく災害補償制度を設けることも困難なので、結局は自主的に学生を含めた互助制度の機関をつくるより外はない。然しこの方法も掛金その他の問題もあり、学生として利用できるかどうかとの疑問もある。

(ここで福田委員長主宰のもとに議事続行)

この問題は現制度の下では容易な問題ではないので委員会としては今後もさらに検討することとした。

4. 「栄養改善法」の適用によって保健施設に定員を要求することについて

委員長より「栄養改善法」の第9条の適用によって、大学の保健施設関係に定員の配当を要求することが出来るとすれば、これを理由に文部省に対して定員の配当を要求することはどうかと提案があり、今後検討することとした。

5. 学生の経済問題の対策についてのアンケートの分析検討について(前回より継続)

このことについては、本日専門委員の欠席が多かったので十分に審議をつくすことができなかつたが最後の報告を作るために、さきに取りまとめてもらったものをもう一度分析して次回委員会でさらに総会への報告付けについて検討することとしたい。なお、この総会への報告原案のまとめについては、アルバイト関係を宮田、奨学金関係を小倉、学寮関係を池田各委員にそれぞれお願いすることとした。

6. 委員長の選定について

福田第4常置委員長が来たる11月12日を以て退任されるので、その後任者を選ぶことについては、書面投票をもって行なうこととした。

なお、当選者は次回の委員会には出席して貰えるよう都合を聞いて開催することとした。

7. また、研究・教育の場における事故・災害

の対策に関する問題の検討については、専門委員を置くこととし、その適任者を次回委員会までに考えておくこととした。

(4) 第7常置委員会議事要録

日時 昭和43年8月2日(金)午前10時
～午後2時

場所 国立大学協会会議室

出席者 鎌田委員長

中川、金倉、伊藤、武居、小林、稲荷山、池田、熊谷、藤吉、後藤各委員
徳広専門委員

鎌田委員長主宰の下に開会。

鎌田委員長より、昨日小委員会を開いて、基準を考える場合の態度について話し合ったが、結論として、先ず基準を考える場合、現実の問題として、まちまちである教育学部の現状ではそのすべてを取り上げることは不可能であるので、全国の平均学生数160人～170人と見て、160人位の学生数の学部を対象として考えてはどうか、これを念頭において現状の上に立ちながら、一応救われる必要最少限度の線を出していく、そして逐次将来の在るべき姿に移行する。この態度でよいではないかということで了解した。本日は、この点について自由討議をお願いしたい。別段資料めいたものは用意していないが、別冊の「大学資料」(第19号)を参考にしてほしい。なお、教員養成は、現在開放性をとっているのだから、従ってここでは一般の大学を通じての教員養成について考えたい。また、既存の決めにこだわらないで、大所高所から考えていくことでよいかと思う旨述べられ、各委員より、次のような質疑応答並びに意見が開陳

された。

- 事務的には、昭和41年2月に国大協で出した「大学設置基準の改善等について」の意見を前提として、これをふまえて教員養成学部の基準を考える必要がある。もしその意見を変更するような場合が生じたとすると、その関連する問題点を明らかにする必要も生じよう。
- まず、小学校教員養成課程からスタートしてはどうか。ただし、この場合論議がその方向に片寄ってしまっていて忘れられる部分が出るようなことにならぬよう注意して進めていく必要がある。
- 教育学部のビジョンを考えると、細かい技術的な点を考えるよりも、もう少し高い次元から考えていくべきではないか。そもそも当初研究と切りはなして教員を養成する大学としたその考え方自身に問題がある。大学である以上、研究し教育する場であり、教育学を専攻し得るような方途を開くことが第一である。教員の養成学部は、むしろ教員養成のペースと研究のペースと両方面を合わせた高度のものでなくてはならないものであり、ある意味では東京大学の教養学部のような性格をもった教育学部でなくてはならぬ。
- 教育学者の養成は、特定の大学で行なうとの考え方は、もうこの辺で脱皮しなくてはならない、教員の養成を目的とする学部とか、教員養成大学といった呼称には問題がある。解消したいものである。
- 優秀なる教官を得て、研究を行なおうとしても、現在の教員組織や施設設備では、時間的にも背負い切れなくて研究と教育が両立しないのが実情である。この点からも学科制にするか、さもなくば課程制の人員構成や予算

積算（施設設備も含めて）等の基準を引き上げ、研究が出来るよう格付けすることが必要である。

以上に関連して、目下教員養成関係学部の設置基準要項の制定の促進を考えている段階であるが、教員養成関係学部の教員組織、学科目の整備ならびに施設設備の充実は焦眉の急であり、このまま、放置しておくことはできないので、取り敢えず第6常置委員会での問題を取り上げてもらうよう増田委員長の意向を聞き善処方を依頼することとした。

次に、本委員会の今後のスケジュールと審議の進め方については、大体において秋の総会で問題点をまとめて中間報告をすることを目的として、問題点を整理する。或いは、さきに教育学専門委員会がまとめた報告書を元にして検討し、修正案を作ることも審議の一つの方法ではないか。何れにしても先ず問題点をまとめてこれについて各大学の意見を聞いた上、更に各大学の意見に基づいて検討を加え最終案を作成するとすると、問題が大きいだけに相当の時間を必要とするので、ある程度審議を急ぐ必要もあろうなどの意見があった。

次回には、問題点をしぼって、それに関連する必要資料を用意し審議することとし、期日は9月24日（火）午後1時から開催し、小委員会を8月30日（金）午後1時から開催することとして閉会した。

(5) 第7常置委員会議事要録

日時 昭和43年9月24日（火）午後1時
場所 国立大学協会会議室
出席者 鎌田委員長

中川、金倉、垣下、武居、小林、稻荷山、池田、熊谷、藤吉、後藤各委員
大嶋、徳広各専門委員

鎌田委員長主宰の下に開会。

委員長より、開会の挨拶があったのち、前回の議事要録を朗読、承認され議事に入った。

初めに、委員長より本日午前に開催した小委員会において、次の事項について討議した旨報告があった。

1. 教員養成学部設置基準の目標は、教育に関する諸科学の基礎研究と教員養成を目的として、必要最低限のものがよいとこれまでの会議で意見が出ているが、或る程度は最低限を上回るべきではないか（基準をオーバーする部分が削られる心配がある）との意見があり、宮城教育大学を大体の目標として基準を考えることにした。
2. 学科というものの考え方が不明確であるので、この委員会として予め共通見解をもっておくべきだとの意見があり、本委員会としては旧来の考え方にとらわれず幅広く考えることとした。
3. 教育学科・教育心理学科の取扱いはどう考えるか。教育心理学科とするか。
4. 特殊教育学科に関する問題
5. 幼稚園教育課程の取扱いに関する問題
もう少し検討することとした。
6. 産業教育に関する問題
後期中等教育と関連しての農業関係などは考えて見る必要がある。
7. 特別教科の問題、特殊教育学科一本にして、その中に振り込んでいくのがよいか。
続いて、委員長から、これらの問題につき各委員の意見を求めたところ、次のような意見

や質疑応答があった。

- 学科制に踏みきることは差支えないか（賛成）
- 小学校教員養成課程の場合入学の時から学科別になっている大学はどの程度あるか（大体は初めから学科別となっている）
- 幼稚園課程を小学校課程と同じように考えられないか（これは問題がある。十分検討することとする。）
- 学科とはどの程度のことを考えるか。幾つかの科目で学科をといた考え方はどうか。
- 基礎科目は、あまり必要でないという意見があったが、このことについては、本委員会としてはふれないこととした。
- 一般教育は現在より少なくした方がよいかどうか。専門教育に振り替えることはどうか。法学部など専門の不足が問題となっている。

以上で、本日の会議を閉じ、11月の総会には、今までに検討した事項（問題点）を整理し、中間報告の形で報告することとし、次回委員会を次のとおり開催して報告案をまとめることとした。

次回委員会

第7常置委員会小委員会 11月4日（月）

午前10時より

第7常置委員会 11月4日（月）午後1時

より4時まで

場 所 国立大学協会会議室

(6) 図書館特別委員会議事要録

日 時 昭和43年7月24日（水）午後1時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 川村委員長

細谷、藤田、藤野、岡田（代、宮地図書館長）、長谷川、田中各委員

伊藤、日高各専門委員

説明者 文部省情報図書館課 岡部課長補佐

川村委員長主宰の下に開会。

開会の挨拶があつてのち、岡田大阪大学長代理として出席の宮地図書館長の紹介があつて後、初めに、岡部情報図書館課長補佐より、本日の文部省配付資料「大学図書館職員講習会実施要項」の説明と前回の委員会の際配付された「昭和41年度大学図書館実態調査結果報告」に添付すべき別紙「読表上の注意事項」と「訂正表」についての説明があつた。

次いで、議事に入り、委員長より、本日は「一般教育課程における図書館のあり方」の審議を、日高専門委員がまとめられた別紙原案について検討したい旨を述べられ、同委員が原案の全文を朗読し、各項目についてそれぞれ説明があつた。

原案の内容は主として

(1) 大学および大学図書館における教育の概念について

(2) 大学図書館の機能について

の二つの問題を中心としてまとめられた意見であるが、この考え方は何れも、大学図書館のあり方を検討するには、先ず、大学自体がどうあるべきか、すなわち、これとのからみあいから、新しい大学図書館についての明確な目標が設定されて始めて明らかにされる性質のものであるから、この問題をさきに検討すべきであるという観点から述べられている。

以上の説明が終わり、続いて審議に入り各委員から次のような意見や質疑応答があった。

○ 図書館の効果をより多くあらしめるためには、教育職の定員を設け配置することも一方法である。

○ 図書館には独立予算がないのでいずれの図書館でも困っている。職員の配当にしても大学全体としてくるので、現状では図書館へは容易に割当がない。

こんな点を文部省で考慮してほしい。

○ 図書館を単に一般教養的図書館にすることなく、専門的のものをもつと充実させ、高度のものにすべきだ。

○ 学習図書館という概念が必要とは思われない（P.7）とあるが、段々と学習的図書館が必要となりつつあるようであり、学習図書館を是非充実してほしい。この点は総合図書館の中に学習図書館的なものを含めて、充実することでもよい。

○ 一般教育課程においても、学問的ふんいきが必要だが、専門課程への準備的予科的でなく、独立したものとしての考えもあり、学習図書館の存在は必要である。

○ 大多数（規模の小さい大学）の図書館はすこぶる貧弱なので、今の状態では総合図書館、教養図書館、学習図書館等の理想的な構想も必要であるが、先ず現在の図書館の充実を図って貰いたい。

○ 今秋の総会までに要望書を提出するとすれば重点的にしぼって要望することにしてはどうか。

○ 学生が自然に集まって来るような図書館にするためには、何か積極的な手段を考慮しなければならぬ。

○ 大部分の大学が、開館の時間を延長したい

希望を持っているが、現在の職員の陣容では負担が大きくて実施ができない、このようなことでは、問題にならない。文部省としても、真げんに予算的措置をつける様考慮してほしい。

○ 大学らしい姿を出すには図書館の充実が第一と思う。それには施設を整え、蔵書数を増し、利用を図る、そのための予算を獲得することである。

図書館それ自体が貧弱で、総合図書館とか学習図書館とかいってもはじまらない大学がある。

○ 図書館に親しみ易くする上からも環境を良くし、勉強以外にも魅力をもたせる方法を講ずべきであり、冷房装置なども備えつけるよう考慮すべきである。

○ 日本では未だ図書館行政がうまくいっていないので、それぞれの部門に専門の資格ある職員を配属させ、図書館の機能を十分に発揮させる必要がある。

○ 図書館の充実が急務であり、それについて、当局に強く要望する必要がある。

7月30日に全国国立大学図書館長会議を開き、要望書を提出する予定になっているとのことであるが、その要望書を参考資料としたい。

○ 明年度概算要求に関しては、目下文部省で各大学の事情調書を作成しているが、図書館関係の要望は図書購入費の増と職員の増が多い。職員の増員は今の時点では仲々実現が難しい。（文部省説明員）

以上のような意見の交換があつて、審議の結果今秋の国大協総会には、今まで審議した事項を重点的にしぼり、本日の意見を採り入れ中間報告をすることとし、伊藤、日高両専門委員に

その作案を依頼することとした。

また、明年度の予算要求の際には、図書館関係の予算も強く要求する必要があるので、在京の委員と専門委員が要望事項等を検討し、第6常置委員会委員長とも相談して要求することになった。

○ 次回委員会開催日

日 時 10月18日（金）午後1時

場 所 国立大学協会会議室

○ その他

伊藤専門委員より、日米図書館会議は、11月下旬に開催する予定のところ、都合で明年5月中旬に変更された旨報告があった。

(7) 教養課程に関する特別委員会 会議事要録

日 時 昭和43年7月23日（火）午前10時

～午後4時

場 所 東京芸術大学学長室

出席者 小塚委員長

細谷，小川，藤田，小林，小田，川村
前川，柳本，各委員

小野，成川，各専門委員

小塚委員長主宰の下に開会。

委員長の開会の挨拶があつて後、新たに専門委員となられた小野教授（東京大学）の紹介があり、続いて委員長から、これまで3回にわたって本委員会で検討してきた一般教育に関する事項をとりまとめ、今回別紙のとおり中間報告の草案が出来上がった。この内容は、去る6月25日の総会で大体のことは報告してあるものであるが、それをさらに補足したもので、本日は

この「中間報告（草案）」を中心として審議することとしたい旨を述べられ、議事に入った。

先ず、委員長が別紙「中間報告（草案）」を次の各項目に分けて読み上げながら、それぞれその内容について説明があり、順次各項目にわたって質疑応答並びに意見の交換を行なった。

1. 大学の使命と一般教育
2. 教養課程（一般教育）の目的・性格
3. 授業科目
4. 教育方法
5. 教育の期間と留年制について
6. 教員組織について
7. 管理方式について
8. 専門教育課程との関連について

主として上記の問題について検討したが、審議の過程において、次のような意見が述べられた。

- （草案）2頁の一般教育の目的を人間形成一本にしぼることはどうか。人間形成のほかには、専門教育への基礎教育的性格をもっている。予科的な考えが文部省にもあるようである。検討を要すると思う。
- 高校の教育と大学の一般教育が重複している部面がかなりあるようだが、この点今後検討すべき問題であると思う。
- （草案）4頁の最後の結びの箇所「それ故……考えられる」は、大学の事情によってかなり相違があるので、文中適当な箇所へ「大学によっては」という文章をつけ加えてほしい。また、基礎教育の単位と一般教育の単位との関係などについても触れる必要はないか。
- （草案）9頁の1行目「担当教官および」を削除してはどうか。担当教官が勝手に定めることとなる心配もある。

○ (草案) 14頁の課外活動やクラブ活動を、課程の一部に導入し、単位を与えることはなお検討する必要がある。

○ (草案) 15頁の「指定図書制度の活用について」の(イ)～(ニ)までの事項は、図書館特別委員会に委ねることとする。

○ (草案) 18頁V教育の期間と留年制については、本委員会で取扱うべき問題であるかどうかとの問題もあるので、後日各大学の意見を聞いた上で考えることにしたい。

○ (草案) 23頁の4行目から11行目まで「わが国……望んでいるのである」の箇所の表現を多少和らげたらどうか。

○ (草案) 31頁の9行以下は削除してはどうか。

○ (草案) 34頁の最後の箇所「いずれにせよ、……と考えられる」までの5行を削除してはどうか。

一般教育課程と専門教育課程との関連については、なお検討を要する問題がある。

以上、審議の結果、本報告案は大体において委員会の了承を得たが、なお一部修正を要するところもあったので、本日の会議の意見を採り入れ、文案を修正し、できれば、これを各大学に送って意見を聞いた上で、更に検討し、秋の総会に中間報告する運びとすることにした。

(8) 医学教育に関する特別委員会 会議事要録

日時 昭和43年9月10日(火)午後2時

場所 国立大学協会会議室

出席者 福田委員長

柳川、本川、川喜田、太田、山内、中

川、赤木、岡田(代、金子)、後藤各委員

松本、堀口、古谷各専門委員

福田委員長主宰の下に開会。

初めに、委員長より、自分は来たる11月12日をもって退官する予定になっており、総会間際の交代は都合がわるいと思うのでできれば本日の委員会で後任委員長をきめておいて貰いたい旨の発言があった。続いて岡田委員(大阪大学)の代理として出席された金子病院長の紹介があったのち、前回(5月29日)の議事要録を朗読、これを承認し、配付資料の説明があって議事に入った。

○ 大学病院における臨床研修について

初めに、松本専門委員から、本年6月大学設置審議会大学基準分科会会長に対し、同分科会の医学専門委員会主査より報告した別紙配付資料「大学病院における臨床研修について」によって、その内容を次のように説明があった。

大学病院における医師法に基づく臨床研究は、原則として2年間継続して行なうものとして考え、その実施に当たっては同報告書に記載してある5項目の方針によって運用するのが適当であるとしている。なお、この研修制度は、現状の財政措置では到底実効を期することはむずかしく、これを実効あらしめるためには、どうしても指導医の整備、施設の充実、研修医の処遇の改善等について国が十分な財政的措置を講ずる必要があることを強調している。

以上で、この報告書についての説明を終わり、続いて各委員から研修問題に関し次のような点について種々の意見が述べられた。

- 研修生の教育は、大学病院だけでは出来ないので関連病院とも大いに協力しなければならないという点について
- 研修病院の資格・条件、研修カリキュラム、研修期間、医師養成目的、Rotation plan等に関すること
(研修病院のあり方についての厚生省側と文部省側との考え方の相違点について)
- 新制度の研修実施に伴う診療要員の不足(約3,000人)とその補充要望の問題について
- 国家試験(医師追試験)の受験状況と合格後研修に入った場合の問題点について
- 東京大学医学部附属病院の「研修総則」について
- 研修生受入れの場合、国立病院と大学病院との扱い方の相違点について〔受入資格(解剖体数、ベット数、診療科数、職員(医者)数)、手当支給額等〕
- 関連病院が所謂系列病院にならないように留意すべき点

以上で、研修問題についての討議は終わり、次回委員会においては「医学的な基礎科目を教養課程へ移すことの是非について」(但し、議題は医学教育をめぐる諸問題とする)その他を検討することとし、開催日時は、新委員長の意見を聞いて10月に開くことにした。なお、新委員長は書面により互選することとし、事務局でその手続をとることにした。

(9) 第1回入試期特別委員会議事要録

日 時 昭和43年9月12日(木)午後1時

場 所 如水会館会議室

出席者 堀内、柳川、細谷、二方、秋月、富山中川、渡辺、奥田、藤本、稲荷山、前川、小池、柳本各委員

奥田副会長より、去る6月に開催された第41回総会において、「国立大学の入学試験期日決定方法に関する方針」が採決され、ついで、この方針に基づく特別委員会設置の具体的事項について、8月8日の理事会で協議された結果、皆様に特別委員会の委員をお願いすることとなり、本日その第1回を開いた次第であり、第2常置委員会が長い間苦勞してここまで進めて来た問題でもあり、難しい問題であると思うが、よろしくご協力をお願いしたい旨の挨拶があり、続いて丁子主事より本日の配布資料について説明があり議事に入った。

1. 委員長の選出について

先ず、本委員会の委員長の選出について諮られ、問題の重要性に鑑み、渡辺副会長にお願いしてはどうかとの提案があったが、これに対し、重要な問題であるので会長・副会長にも加わってもらったことでもあり、その意味からしても、前例もあることだから副会長に委員長をお願いしたい意見、第2常置委員長が兼ねてはどうかとの意見、採決する立場にある副会長が委員長では動きにくくなる心配はないかなどの意見が出され、また票決してはどうかとの意見も出されたが、本日は欠席の委員も多いようでもあり慎重を期して、次回に選出することとし、本日は奥田副会長に臨時委員長をお願いして議事を進めることとした。

2. 国立大学の入学試験期日決定方法に関する方針について

第41回総会で決定を見たこの方針、別紙

「資料3」を朗読の上説明があって、これを了承した。

3. 理事会の（昭和43.8.8）議事について

議事要録中、特別委員会の設置について審議された部分を朗読の上説明があって、これを了承した。

4. 特別委員会の運営方針について

1) 地区学長会議との関係について

全大学協力の趣旨により、特別委員会および地区学長会議の両者連携のもとに協力して速やかに実現を期することとした。この地区会議との関連を考慮して、大学の代表者たる委員に限ったことなど、8月8日の理事会での審議の様態を報告し、了承された。

2) 地区代表幹事について

「入試期特別委員会との連絡および地区学長会議における意見取纏めのため、地区学長会議にこの問題に関する幹事をおき、入試期特別委員会の委員3名をもってこれに充てる」との理事会の決定事項について説明があり、これを了承した。但し幹事の人数については、関東甲信越地区から委員が6名、九州地区からは4名出ている関係もあり、地区の考えもあるので幹事「3名」とあるのを「3名ないし4名」とすることで了承された。

3) 小委員会設置の要否について

毎回22名の委員全員の集りは難しいことでもあるから、小委員会を設けて審議を進めていくことには異論はなく、ただこの問題は、もう少し問題が煮つまって来た上で考えることで了承された。

5. 方針実施の手続について

第2常置委員会でのアンケートの結果や論議の過程における意見などを勘案の上審議の資料として作成した別紙「方針実施の手続」

を参考にして、次のような話し合いや問題点などが示された。

1) 旧設大学を前期・後期に振り分ける意見もあるが、関係大学間で協議するか。

2) 特別委員会から各大学に対し、前期・後期のいずれを希望するかを聞くか。しかし正式に聞いて教授会で決められると、後で変更が難しくなる心配もあろう。

3) 特別委員会は、各大学の希望を取り纏め、総合的にこれを検討し、調整その他の意見があればその理由を附して、地区幹事を通して各地区学長会議に回付する。

4) 各地区学長会議は、特別委員会よりの回付案につき、各大学の意見を聞きつつ総合的に調整し、地区幹事においてこれを取り纏め、特別委員会に回付する。

5) 特別委員会は各地区学長会議の意見を取り纏め、更にこれを検討し、必要がある場合は再度地区幹事を通じて各地区学長会議と照復を重ねる。この場合、特に特定の大学の了解を得る必要がある場合は、地区幹事がこれにあたる。

6) 上記の手続を経て得た案を特別委員会の決定案として、必要があれば理事会および総会の議を経て、文部省に対しこれが実施方を要求する。

7) その他

前期・後期を年限を定めて交代制とするか、あるいは後期の期日を引き上げるか又は前期・後期の期間を広げるなど、その期日を調整する案もあるが、期日の調整は不可能な問題でもなかるうから第2常置委員会で取り上げて検討することとしてはどうか。その他特殊な問題として、現在の1期・2期の区分が片よっている関係から受験者が集中し、ため

に市内の宿泊施設では収容し切れなくなる心配があることなど深刻な実情も披露された。

以上、この実施手続については、地区学長会議でも話し合いを願って、次回委員会で更に検討することとした。

なお、次回は、小川第2常置委員長帰任後なるべく委員の方々の出席され易い時期を見計らって開催することとした。

(10) 第19回大学運営協議会議事要録

日 時 昭和43年9月12日(木)午前10時

場 所 如水会館(神田)

出席者 大河内委員長

奥田、渡辺、井上、福田、増田、鎌田
中川、近藤、中村、横田(連絡者、佐々木)、武居、熊谷、後藤各委員
田上、団藤各臨時委員
伊藤専門委員

大河内委員長(前半)、奥田委員(後半)主宰の下に開会。

大河内議長より、開会の挨拶があつてのち、前回の運営協議会以後において、福田(鹿児島大学長)副会長の退任により渡辺静岡大学長が副会長として、また、三輪(東京教育大学長第3常置委員長)委員の退任に伴って井上鳥取大学長が第3常置委員長としてそれぞれ委員になられた旨報告があり、続いて本日連絡者として代理出席の富山大学佐々木事務局長の紹介があつた。ついで、去る8月8日開催された理事会議事要録のうち、本日の議題に関連する「大学運営協議会懇談会」に関する箇所を朗読の上議

事に入った。

先ず、議長から、7月6日の大学運営協議会懇談会の際、最近の学生運動が国際的様相を帯びつつある点から、協会としてこれらの外国における資料を収集調査の上検討すべきであるという意見があり、これに基づいて、8月8日の理事会においてその実施方法について検討された結果、大学運営協議会に小委員会を設け、広く国際的視野に立ってその状況を調査することになった。本日はその具体的方法について協議を願いたい旨述べられ、各委員より大要次のような意見があつた。

○ 学生問題に関する外国資料の収集や調査は、最近多くの大学や、国立教育研究所その他いろいろな機関で行なわれている。あまり重複しても無駄になるおそれもあるので国大協でこの問題にとり組むにしても、この点を十分考慮して関係間の連絡をよくし、無駄のないように心掛けなければならぬ。この意味から、国大協としても資料の収集や調査は、中心となる適当な機関を置いて、窓口を一本化することが必要であり、例えば、資料についての窓口を、小委員会とし、この小委員会を中心となって各大学からの資料を整理し、リストを作って各大学へ送って利用に供し、或いは海外から来日の然るべき方の講演を録音したテープを整理して、利用に供するようしておくことなどが考えられる。

○ 学生の運営参加のことなどについては、外国の事情の調査も必要ではあるが、外国の資料から離れても日本の立場として別箇に検討を進めてもよいのではないか。所謂資料の収集のみにこだわらないで、私学関係者とも話し合うなど、このような点も含めて問題点を検討してはどうかと思う。

○ 東京大学では、目下制度について検討している、その一つとして学生問題についても検討することとし、現在問題点を出している段階である、所謂学生の運営参加問題にしても、今のところはっきりと認めた学部はない。学生に大学と並んで同じ資格で決定権をもたすことには問題があり、内外の資料を調査するなど目下検討中である。

(奥田委員出席、大河内議長に代わり会議を主宰して協議継続)

○ 学生を運営に参加させるとしても、どんな形で参加させるか、参加の形式や学生の代表者の決め方またはその範囲などについて十分検討する必要がある。特に新しい紛争の様式が広がって来て、学生の参加が中心の話題となって、それだけが主となって時間をとることもどうか、そういう問題を中心としてそれに関連する問題を併行して進めてゆくことではどうか。

○ 小委員会としては、資料を各大学から求めてきた時に、或る程度提供ができるように整理しておき、それを見せたりまたこんな問題はこの人にとりようにしておくことにすればよいのではないか。

○ 資料集めはかなり時間を要する、学生問題の進行はかなり早い、現時点の問題の検討に間に合うかどうか。資料収集委員会と併せて、検討の委員会をおく必要はないか。

○ 現在の小委員会は残しておき、別に資料収集委員会を作り、資料を集めながら、問題を検討していくことでどうか。

以上で、一般的な意見を打ち切り、ついで次の原案にある具体的な問題について、協議を行った。

なお、地方の大学では、情報の入手が少ない、

情報を流してもらおう活動などもお願いできないかとの意見が出された。(各地区の代表の方が情報を伝える形は従来から考えられていた)。

(1) 資料収集と調査研究の対象と目的

原案にあるどの案もねらいは同じで、むしろあまりこれに囚われず、運営協議会規程第3条の趣旨によって、内外の資料を収集整理し調査するということがよくないか。名前などは何と銘打つか、これも大まかに表現したい。管理運営については、国大協としてさきに発表している、今回の対象は学生を考えた管理運営と思う、外国の資料も、学生問題を中心としたものでよいではないか。

さきに出した「管理運営に関する意見」からたどって学生の参加はどうか、つながらない場合はどうすべきか、問題は各大学それぞれバラエティーがある。資料を集めて、大学の問題について長期的に考えたい。

(2) 臨時委員補充の要否

適任者の補充は必要であろう。

(3) 小委員会設置の要否

問題点を検討し、会議を能率的に推進するためには是非必要である。

(4) 小委員会の名称

「資料調査小委員会」とする。

(5) 小委員の選任

必ずしも学長に限らなくてもよろしい、その方面に関心の深い方のうちからお願いすることとし、人選を会長、副会長に一任することとした。

なお、井上第3常置委員長を小委員(運営協議会・資料調査小委員会共)にお願いすることについては、異議なく決定され

た。

(6) 専門委員選任の要否

必要。適任者を事務局まで知らせて貰うこと。

以上で、学生問題に関する資料収集の審議を終わり、最後に、この問題とは別に、大学運営協議会として、臨時委員4名中、2名が退任されて、現在2名である。これを補充すべきだとの意見があり、適任者については、会長・副会長にお考え願って選定することとした。なお、事務局の顧問的な方がほしいが、教授の方は多忙の方々だから、もう少し自由に動き得るような方を、場合によっては助教授の方も含めて、若い方をお願いしてはどうかとの意見もあり、かかる方をお願いすることが承認された。

○ 次回運営協議会は、なるべく早い機会に開催することを申し合わせた。

(11) 第20回大学運営協議会同懇談会議事懇談要録

日時 昭和43年9月28日(土)午前10時
～午後2時40分

場所 如水会館(神田)

出席者 大河内委員長

渡辺、藤田、小川(代、安藤学長事務代理)、井上、福田、篠原、増田、鎌田、中川、近藤、中村、横田(代、養田学生部長)、武居、後藤各委員
団藤臨時委員、伊藤専門委員

渡辺委員が、大河内委員長に代わり司会。

前回(9月12日)の大学運営協議会での話合に基づいて、関係大学長のご出席を煩わして

懇談会を開くに至った事情について説明があって、本日代理出席の安藤学長事務代理(東京外国語大学)、養田学生部長(富山大学)を紹介して懇談に入った。午前中懇談の後、午後1時30分より大河内委員長主宰の下に第20回大学運営協議会を開催した。

大河内委員長より、

午前中は、色々懇談を願ったが、午後は、現在の大学問題等について御意見を伺いたい旨挨拶があり、先ず、次のような事務的な諸点の報告があった。

1. 資料収集のための小委員会の発足について
前三輪委員の後任として井上委員に小委員を依頼することは前回御承認を得たが、この従来から存続する小委員会の委員、専門委員でとりあえず発足することとし、必要があれば、委員の追加をお願いすることとしたい。

2. 専門委員の補充について

この席では目どもつかないので、現在のお2人の委員の御意見を伺って若干名増員したい。

3. 臨時委員について

桑原、大塚両臨時委員が停年退官後、欠員となっているが、京都大学とも相談して早く補充するようにしたいと考えているので、暫く御猶予を願いたい。

4. 局長事務代理について

鶴田事務局長は、去る9月1日の自動車事故により、目下入院療養中で、経過も比較的順調のようであるが、10月1日から療養期間中、局長事務代理を置くこととしたい。

次いで、午前中は、色々当面している学生問題について御報告を受けたが、これから暫くの時間、学園の問題や、大学運営協議会のあり方等についてお話しを願いたいと発言があり、これに対し、それぞれ各大学における実情

等を披瀝し、意見の交換がなされた。

また、丁子主事より、本日配付の「外国資料リスト」について報告があった。

最後に、藤田委員、中村委員より、外国出張に際しての視察談、体験談等の披露があって午後2時40分閉会とした。

2. 諸 会 合

(昭和43年7月~9月)

月 日 曜	時刻	会 議 名
7. 6 (土)	10時	大学運営協議会懇談会
7.11 (木)	15時	第1常置専門委員会
7.22 (月)	13時	第2常置委員会
7.23 (火)	10時	教養課程に関する特別委員会
7.23 (火)	13時	第6常置, 特別会計制度協議会小委員会
7.24 (水)	13時	図書館特別委員会
7.25 (木)	15時	産業界との懇談会(経団連

主催)

8. 1 (木)	13時	第7常置小委員会
8. 2 (金)	10時	第7常置委員会
8. 8 (木)	10時	理事会
8. 8 (木)	12時	図書館特別小委員会
8.30 (金)	13時	第7常置小委員会
9. 6 (金)	14時	就職問題打合せ(文部省主催)
9.10 (火)	14時	医学教育に関する特別委員会
9.12 (木)	10時	第19回大学運営協議会
9.12 (木)	13時	第1回入試期特別委員会
9.17 (火)	13時30分	第6常置専門委員会
9.24 (火)	10時	第7常置小委員会
9.24 (火)	13時	第7常置委員会
9.25 (水)	10時	第6常置専門委員会
9.25 (水)	14時	第4常置委員会
9.28 (土)	10時	第20回大学運営協議会同懇談会

B 要 望 書

1. 国立大学教官等の定員削減措置について（再度要望）

昭和43年7月24日

国立大学協会

会長 大河内 一 男

さきに、当協会は、第41回総会の決議に基づき別紙の要望書を提出し、国立大学の教官等については今回の定員削減措置を講じられないようこれが善処方を要望いたしました。

このことにつきましては、その後貴省庁におかれても引続きご検討中のことと存じますが、この際具体的ご策定にあたっては、少なくとも、さきに欠員不補充に関する措置の際特別な考慮が払われた国立大学の教官等については、その特殊性にかんがみ、これ以上の削減は不可能であるので、今回の定員削減措置に際しては、その対象から除外されるよう特段の措置を講ぜられたく重ねてここに要望いたします。

備 考

要望書中の「第41回総会の決議に基づく別紙要望書」の添付は省略

2. 国立大学の附置研究所の教官について

昭和43年7月24日

国立大学協会

会長 大河内 一 男

国立大学の附置研究所の教官は、他の研究施

設と異なり、別紙に述べるように大学における教育活動と密接不可分の関係にあので、これが定員に対する措置についても、学部の教官と同様に考慮されるよう何分のご配意をお願いいたします。

国立大学の附置研究所の教官について

1 附置研究所の役割と研究組織（体制）について

近年学問の進展に伴い、附置研究所の大学における研究と教育に果たす役割は、ますます重要なものとなりつつある。

現在、附置研究所における各専門分野の研究組織は、部門（学部の講座組織と全く同じ）をもって構成され、その整備充実が強く要求されていることは、学部における講座の整備充実の要求と全く同じ事情のもとにある。

しかも、附置研究所は次に述べるように、大学における教育活動と密接不可分の関係にあるため、この際その定員を削減することは、大学における研究と教育の運営に重大な支障をきたすことになる。

2 附置研究所の教育に対する役割について

(1) 大学院の教育について

現在大学院は、学部・附置研究所協同のもとに運営され、(イ)学部教授会に対応する研究科委員会は、関係の学部および附置研究所の教官をもって組織されている。(ロ)また、大学院学生の履修科目については、学部教官および附置研究所の教官もこれを担

当し、等しく指導教官として教育の責任を
荷なっている。

(2) 学部の教育について

最近における専門分野の分化に伴い、学
部に欠けている特殊の領域については、附
置研究所の教官が、学部学生の教育を担当
しており、逐年その事例が増加しつつある
のが現状である。

以上のような事情により、附置研究所の教官
の約90%が大学院または学部の教育に関与して
いるので、その定員に関する取扱いについて
は、学部教官と全く同様の措置を講ずべきであ
る。

3. 昭和44年度予算に関する要 望書

昭和43年10月1日

国立大学協会

会長 大河内 一 男

昭和44年度予算に関する要望について

本協会は、毎年度、政府予算の編成に際し、
国立大学の当面する諸問題のうち、とくにその
財政的裏付けを要する重点事項につき、引き続
いて要望を重ねてきましたが、本年度をもっ
て、3年間にわたる学生増募計画も一応峠をこ
しましたので、今後は、大学教育の質的向上に
重点をおくとともに、時代の進展、科学技術の
急速な進歩に対応し、大学が果たすべき学術研
究の充実とその水準の向上を急ぐ必要があります。
またこれと同時に大学の管理および学生の
指導体制を整備し、厚生補導面についても一層
の工夫と努力を注がなければならない時期にき
ております。

以上の事情から、昭和44年度予算の編成に当

たりましては、次の重点施策に関し、別記要望
事項について、特段のご配慮をお願いします。

記

1. 大学教育の質的向上
2. 学術研究の振興
3. 学生の厚生補導の充実
4. 医学教育の充実整備

要 望 事 項

1. 大学教育の質的向上
大学教育の質的向上を図るためには、諸般
の施策と、その財政的裏付けとを要するが、
とりわけ次代の研究者を養う大学院の整備
と、一般教養課程の充実が緊要であり、ま
た、社会的要請に応える学部、学科の新設等
が必要であるので、とくに次の事項にかかる
予算措置について要望する。
 - (1) 大学院研究科の整備充実（研究科の拡
充、不完全講座の充実、教育研究設備の充
実）
 - (2) 一般教養課程の充実（不完全学科目の整
備と助手の充実、設備の充実）
 - (3) 学部、学科、課程の新設改組
 - (4) 教官の充実（講座の増設、学科目の新設
整備）
 - (5) 施設の整備（とくに基準の改訂）
2. 学術研究の振興
時代の進展に即応して学術研究の水準向上
を図るためには、大学教官の研究条件を充実
改善することが重要であるので、とくに次の
事項にかかる予算措置について要望する。
 - (1) 教官当積算校費の増額（とくに学科目制
の格差是正）
 - (2) 教官研究旅費および在外研究員等派遣費
の増額

- (3) 科学研究費の増額
 - (4) 附置研究所等の拡充整備（研究部門の増設および研究施設設備の整備）
3. 学生の厚生補導の充実
- 学生指導の充実を図るためには、教育環境の整備を進めるとともに、指導の徹底に努める必要があるため、とくに次の事項について予算の増額を要望する。
- (1) 教育環境の整備（学生の体育、課外活動、厚生福祉関係施設設備の整備充実）
 - (2) 学生指導（合宿研修、特別指導等）および課外教育の充実
 - (3) 学生当積算校費の引上げ
 - (4) 図書館の整備充実（職員の増員、学生用

図書の充実等）

4. 医学教育の充実整備

医師法改正後における医学教育の充実および附属病院における臨床研究医・臨床研修医制度を改善するためには、これに必要な財政的裏付けが重要なため、とくに次の事項にかかる予算措置について要望する。

- (1) 病院教官および看護業務要員の充実
- (2) 臨床研究医および臨床研修医制度の充実改善
- (3) 医歯学部教官の充実
- (4) 特別医療用設備の充実および病院等施設の整備



「秋より高し」

松山や秋より高き天主閣 子規

一昨41年9月、子規、漱石、極堂の生誕百年式典を盛大に行なった松山は、俳句のメッカなどといわれている。子規、鳴雪、虚子、碧梧桐等を生み、わずか一年ではあるが漱石も松山に遊び、彼等が明治、大正、昭和の俳壇に大きな足跡を残したことはいうまでもあるまい。この松山は海山に近く、海幸山幸も豊富で、温泉もあり、気候温和、天災地変も殆どない恵まれた地で、かかる俳人の生まれたことも決して偶然とはいえない。

愛媛大学設立の一母体となった松山高等学校に早くから文化活動の一つとして、俳句会が発足したのも故なきに非ずというべきであろう。時もよし、石楠門の秉井、臥風両教授が大正10年、12年に来任するや句会が培われ、その芽はすくすくと伸びて、昭和8年10月には俳誌「星丘」の刊行を見るに至った。現俳壇に活躍している草田男、柳子、予志、岬歩、孫柳、絵馬、梵、修等いずれも松山高等学校の卒業生である。かかるわけで、愛媛大学創設後間もなく、大野岬歩(現法文学部長)顧問となり、愛大俳句会が出来、現在では週一回句会を開き、機関誌の発行も七号に及び、毎年十一月学生祭には俳句展を開いて一般に公開し、全国学生俳句連盟の全国大会を二度も開くという盛況ぶりで、楠本憲吉氏も文芸春秋でかなり高く評価している。

ヘルメットに角棒という最近の学生運動は目にあまるものがあるが、自然の環境に恵まれた松山で、時には一句口吟む余裕ある生活を送る学生は、やがては目まぐるしく、あわただしい社会に出て行かねばならないが、けだし幸いというべきであろう。

今日も澄み透った秋空に去る六月 復元した小天主閣と共に大天主閣も子規の昔さながらに聳えたっている。

松山の埋髪塔や秋の風 月斗

(子規忌九月十九日記)

(愛媛大学附属図書館長 武智 雅一)

C 資 料

1. 各省庁別定員削減目標 について

(昭43. 8.30
閣議決定)

昭和42年12月15日閣議決定「今後における定員管理について」に基づく各省庁別の定員削減目標は、下記によるものとする。

記

1. 上記閣議決定 1 の (1) の (ロ) に基づく各省庁別（除、五現業）の定員削減目標は、別紙の「合計欄」の員数とする。

(別紙)

2. 上記閣議決定 1 の (1) の (イ) に基づく昭和43年度以降 3 年間の各年度ごとに保留する欠員の員数は、別紙の「今後 3 年間の削減数」欄の員数の 1/3 とする。ただし、特別の事情により定員削減目標の達成に支障をきたす場合においては、行政管理庁長官と協業の上、実施の方法を定めるものとする。
3. 五現業の定員削減については、別途定めるものとする。
4. 各省庁は、本措置が終了するまでの間、各四半期末における欠員の状況を翌月末日までに行政管理庁長官に報告するものとする。

行政機関名	昭和42年度 未定員	昭和43年度 削減数	今後3年間 の削減数	合計
総 理 府 本 府	4,007	35	60	95
公 正 取 引 委 員 会	336	3	11	14
国 家 公 安 委 員 会	7,792	49	254	303
土 地 調 整 委 員 会	18	0	1	1
首 都 圏 整 備 委 員 会	51	0	3	3
官 内 庁	1,191	14	68	82
行 政 管 理 庁	1,667	64	85	149
北 海 道 開 発 庁	11,848	170	749	919
防 衛 庁	30,469	1,515	894	2,409
経 済 企 画 庁	594	0	26	26
科 学 技 術 庁	2,003	2	94	96
法 務 省	47,819	289	1,256	1,545
外 務 省	2,654	33	124	157
大 蔵 省	67,506	529	1,687	2,216
文 部 省	104,497	872	3,103	3,975
厚 生 省	65,609	140	1,668	1,808
農 林 省	62,139	1,687	3,400	5,087
通 商 産 業 省	12,933	34	431	465
運 輸 省	34,898	110	1,375	1,485
郵 政 省	3,325	65	190	255
労 働 省	27,621	185	1,838	2,023
建 設 省	35,719	1,670	1,450	3,120
自 治 省	524	2	26	28
計	525,220	7,468	18,793	26,261
昭和42年度未定員対比		1.4	3.6	5.0

(参考)

今後における定員管理について

(昭42.12.15)
閣議決定

行政運営の簡素能率化を図り、国民負担の軽減に資するため、次の方針により今後における定員管理を行なうこととする。

1. 自衛官を除く国家公務員の既定定員につき、3年間に5%を目途として計画的削減を行なうとともに、行政需要の消長に伴う増員要素についても極力配置転換により対処し、もって総定員の縮減を図る。このため、
 - (1) 国家公務員のうち、自衛官および五現業の現業部門を除く職員約54万人については、
 - (イ) 各省庁は、43年度以降3年間の各年度において、上記削減計画に則して各省庁別に定められた削減目標を達成するため、欠員を保留し、翌年度に定員からこれを削減することとする。
 - (ロ) (イ)の各省庁別の削減目標については、別途定めるものとする。
 - (ハ) 上記措置の一環として、43年度定員策定に当っては、42年9月30日現在の凍結欠員を定員から削減することとする。
 - (ニ) 現行の欠員不補充措置は、42年度限り廃止する。
 - (2) 五現業の現業職員約36万人についても、(1)の(イ)および(ロ)に準じて措置するものとする。
2. 1の措置に関連して、定員管理の弾力的、合理的運用を図るため、現行の各省庁ごとの設置法による定員規制を改め、各省庁を通じた総定員のみを法定し、その範囲内で各省庁ごとの定員を政令で定めることとし、関係法律案を次期通常国会に提出するものとする。なお、総定員の範囲については別途定めるも

のとする。

3. 1の措置の円滑な実施に資するため、事務の機械化、補助金、許認可等の整理等事務の簡素能率化を推進することとし、特に、会計、人事等の内部管理事務の簡素化については、関係各機関において検討を進める。

中央、地方出先機関を通ずる機構の簡素合理化等についても、上記諸措置の進捗に応じ逐次これが推進を図る。
4. 三公社、公庫、公団等についても、実情に応じ本措置に準じて措置する。
5. 地方公共団体についても、国の措置に準じて措置するよう要請するものとする。

なお、国においても、法令、補助金等の整理を行ない、これが実現に資するものとする。

2. 学問・思想の自由委員 会報告(抄)(1968年10月 16日日本学術会議)

大学問題の考察

現在多くの大学紛争が起っており、事態は流動している。その状況・背景・原因・学生の主張・その描く政治路線、および制度、運営の改善方策等を、全面的に論ずることは困難であり、またそれは本委員会の任務を超えるものであろう。

それ故に、われわれの委員会の多くの委員もそれに属するところの、大学の教授としての立場から、大学のあり方に関し、一方では、反省を、他方では主張の一端を述べることとする。

A われわれはつぎのような点を反省する。

- ① 真理の追及という大学の基本理論に、能うかぎり忠実な運営が考えられてきたであろうか。

教授会自治に固着することにより、若手研究者・大学院学生・学部学生・事務職員などの感じとっている問題を、大学運営に生かす道を閉ざしてはいなかったか。

学生の荒削りだが鋭い問題感覚、また彼らのもつ日本社会の民主化への政治的・道徳的な意欲を、正しく認めたであろうか。

学生の真理を学びたいという意欲は、大学の自治・学問の自由を支える一つの力として評価されるべきで、学生を単なる“営造物の利用者”（営造物理論）と考えるべきではないのではないか。

これら学内の諸層の大学運営への発言・参加を保障することによって、大学運営の化石化を防ぐことが必要ではないか。

なお、若干の私立大学では、教授会の権限すら確立されず、学問、教育が経営、営利によって左右されている実情がある。

② 学科・講座等の体制、また、教授任用の制度が、科学の進展に十分即応し得ていたか。

学問分類が固定化し、いわゆる境界領域の学問の発展に即応しないことが生じてはいないか。

若手研究者・大学院学生が、研究の前線を構成しているのに、それを研究の共同の担い手として正当に過していない点があったのではないか。

自由な科学精神を高め、研究者の相互批判・若手研究者や学生からの批判も、活発になされ得るように力めるべきではないか。

ひとたび席を得ると停年まで安穩であるという教授の任用制度も問題で、それが学問の停滞をもたらしている場合がありはしないか。

③ 戦後の新大学制度の、人間形成の理念の実現への努力が不十分ではなかったか。

特に、現代文明の中における人間の尊厳の確立に資することを中心として、人間形成のための基礎的教養を与えるべき一般教育の、目標の確立と内容の充実とに成功したとはいえないのではないか。

いわゆるマス・プロ教育の中で、学生のもつ不満や悩みに答えることができず、のみならず学生の精神的・物質的状况に関心が薄かったのではないか。

最近における学生数の増大、その資質の幅や出身層の拡大を考えると、学生の疎外感をいやすべき努力が、多面的に試みられなければならないのではないか。

なお、若干の私立大学では、特にこのような弊が大きかったと認められる。

④ 学術会議としては、大学教育ひいては教育全般に、もっと深い関心を払うべきではないか。

学術会議の発足に当って、教育のことは中央教育審議会に任せる、という考え方があったということだが、その後の経過から見て、それでいいと考えられるだろうか。特に、学問・思想の自由が教育の面から侵されつつある状況において、学問と教育との関係に深甚な注意を払うべきではないか。

B われわれはつぎのような点を主張する。

① 大学の自治・学問の自由を尊重し、その不要な統制は廃止すべきである。

たとえば大学設置基準などは詳細に過ぎるし、学科目省令化は、科学の急速な発展に照らすとき、不必要・不適當と思われる。

特に教員養成大学では画一的統制があまりにきつく、学生の学問的精神は沈滞させられている。これは決してよい教師を作る

道ではない。

事務局長はじめ事務室の組織を通じての官僚統制の強化が多くで多くの大学で目立ってきたといわれる。

なお、予算による大学の操縦の問題は、つとに指摘されたところであるが、最近では、大学予算の説明に際し、学生対策の呈示を文部省が要求して話題になった。

国立大学協会という組織は、もっと公開性をもって運営されるべきだと思われる。

- ② 学部学生数の増大、大学院の設置とその学生数の増加に対応する。人物・物的条件を整備すべきである。

学生数の増加に教授の定員増が遙かに追いつかない。その結果、当然、教授と学生との人間的接触は失なわれ、ゼミ等でも十分なことができず、語学の教授も稀釈される。

大学院設置に当って教授陣が増強されることがなかったが、その後大学院生の数がいちじるしく殖え、学部学生よりも多い学部・学科さえあるのに、依然として教授陣が強化されていない。

学生定員増を伴わない教授増、大学院のみを担当する教授の設置、等を考えるべきである。

- ③ 経済的条件の劣悪さは早急に改善されなければならない。

多くの大学で施設・設備が決定的に不十分である。

研究者・研究補助者の給与ははなはだ低い。

研究費の不足が、外部から問題のある資金を受け入れる原因になっている。

私立大学への補助は、教育の機会均等の見地からも考えられなければならない。

今や“国民の大学”ということばがあら

われている時に、高い授業料を払って乏しい教育を受けているのは不公平である。

補助金は、学生の利益になるように使われなければならない。

補助金は、学問・思想の統制を伴わないものでなければならない。

- ④ 大学間の教育協力が行なわれるべきである。

ドイツの大学の Lernfreiheit の考えが取り入れられるべきで、すでに日本でもいくつかの私立大学の間では、聴講単位の互換性を認めている例があるが、国公立大学でも、さし当り大学院では、このような方法を考えるべきである。

3. 大学問題に関する資料 の収集について (依頼)

国大協議第 154 号

昭和43年10月 5 日

各国立大学長殿

大学運営協議会委員長

最近各地に学生運動等大学紛争が頻発しておりますが、この学生運動がひとりわが国のみでなく、国際的様相を帯びておる点から、国立大学協会として、本問題についてこれらの外国における資料も含めてこれを収集調査の上、検討すべきであるという意見が、去る 6 月に開催の総会に出され、これに基づいて理事会ならびに大学運営協議会において審議の結果、大学運営協議会に小委員会を設け、広く国際的視野に立って、各大学の協力を得て資料を集めその状況を調査することとなり、とりあえず従来から存続する大学運営協議会小委員会委員がこれに当たることとなりました。ついては、別記大学運

営協議会議事要録(抄)により趣旨をおくみとりの上、貴学における

1. 貴学にご所蔵の大学問題に関する内外の資料のリスト

(別記様式Ⅰにより)

2. 貴学においてご検討された大学問題についての審議成果(印刷物)のリスト(別記様式Ⅱにより)

3. 貴学内で大学問題について検討されている方の職氏名と発表された印刷物のリスト(別記様式Ⅲにより)

4. 外国から来日した学者等及び国内知名人の大学問題についての講演の録音テープ又は講演集のリスト(別記様式Ⅳにより)(様式省略)

を審議の資料に供するため頂戴いたしたく存じます。つきましては時節柄ご繁忙のことと存じますが、ご調査の上来たる11月5日までに(今後の分についてはその都度)何分のご回示のほどお願いいたします。

なお、上記の印刷物等余部があるものについては、各一部宛ご下附を願ひ上げます。

ご参考までに別紙リストのとおり、東京大学法学部において調査された、外国文献の一部をお知らせいたします。

別 記

大学運営協議会議事要録(抄)

43. 9. 12

○学生問題に関する外国資料の収集や調査は、最近多くの大学や国立教育研究所その他いろいろな機関で行なわれている。あまり重複しても無駄になるおそれもあるので、国大協でこの問題にとり組むにしても、この点を十分考慮して関係間の連絡をよくし資料についての窓口を、小委員会とし、この小委員会が中心となって各大学からの資料を整理し、リス

トを作って各大学へ送って利用に供し、或いは海外から来日の然るべき方の講演を録音したテープを整理して、利用に供するようにしておくことなどが考えられる。

○小委員会としては、資料を各大学から求めて来たときに、或る程度提供が出来るように整理しておき、それを見せたり、また、こんな問題はこの人にとりようにしておくことにすればよいのではないか。

(別紙リスト)

U.S.A.

COLUMBIA UNIVERSITY

A Message to Alumni, Parents, and Other Friends of Columbia ... Grayson Kirk, President, University of Columbia

June 1, 1968

The Columbia Crisis ... Excerpts from a program broadcast by WNBT-TV on May 3, 1968 featuring Dr. David B. Truman, Vice President of Columbia University

Report of the Executive Committee of the Faculty to the Joint Faculties on Morning-side Heights

A Declaration of Confidence in Columbia's Future

May 16, 1968

Draft Memorandum on Discipline 2

July 30, 1968

Draft Memorandum on Faculty Organization

July 30, 1968

Working Paper of the Columbia Joint Committee on Disciplinary Affairs

Aug. 8, 1968

Memorandum of Professor L. Lusky

Alumni Recommendation for the Future Government and Operation of Columbia University ... Alumni Federation of

Columbia University, Inc. Aug. 15, 1968
Resolution of the Joint Committee on Dis-
ciplinary Affairs Sept. 12, 1968

MICHIGAN UNIVERSITY

The Role of the Student in University
Affairs ... Report of the Ad Hos Com-
mittee on Student Participation in Uni-
versity Affairs June 1966

A Statement on Residence Halls Philosophy
—as Related to Student Government
June 1967

Report to the President's Commission on
the Students Role in University Decision
Making ... From the Working Group on
the University Judiciary System
September 13, 1967

Report of the Commission on the Role of
the Students in Decision Making.
March 13, 1968

Student Involvement in Academic Affairs—
A Report to the Presidential Commission
on Student Decision Making.

STANFORD UNIVERSITY

The Culture of the University: Govern-
ance and Education—Report of the Study
Commission on University Governance
January 15, 1968

List of the Presidential Committees 1968-'69
Stanford University News Service Bulletin
on Student Legislature

WASHINGTON UNIVERSITY, St. Louis
Student Protest July 3, 1968
Student on Today's Campus, Chancellor's
Quarterly Message June 1968

UNIVERSITY OF CALIFORNIA,
BERKELEY

Basic Regulations Governing Enactment
and Enforcement of Campus Rules

AAHE (American Association for Higher
Education)

A Productive Voice for Students ... by
Morris Keeton, Academic Vice-President,
Antioch College, Ohio and Director, AAHE
Governance Program July 31, 1967

Students and Academic Responsibility ...
by Harold Hodgkinson, Dean, Bard Col-
lege, New York, and chairman of AAHE's
Committee on Undergraduate Education
November 17, 1967

AAUP (American Association of University
Professors)

Joint Statement on Rights and Freedoms
of Students Winter 1967

A disruption of the Educational Operation
of Academic Institutions in the Course
of Demonstrations ... Bulletin vol. 54
Summer 1968

Others

The Role of Students in Governing the
University ... by Professor John R.
McDonough—AGB (Association of Gov-
erning Boards of Universities and Col-
leges) Reports April 1968

Freedom and Order on Campus ... by
Otis A. Singletary (Draft), American
Council on Education August 5, 1968

Students and Politics in Comparative Per-
spective ... by Seymour Martin Lipset

ENGLAND

First Report of the Committee on the Ma-
chinery of Government of the School,
London School of Economics and Poli-

tical Sciences (University of London)

Feb. 1968

Letter of Mr. Jamieson, Assistant Secretary,
the University of Sussex Aug. 6, 1968

WEST GERMANY

Hochschulgesetz vom 19. März 1968
(Gesetzblatt für Baden-Württemberg,
1968 Nr. 7)

Entwurf eines Hochschulgesetzes, Geset-
zentwurf mit Begründung (Drucksachen
des 4. Landtages von Baden-Württem-
berg, Beilage IV)

Entwurf eines Hochschulgesetzes von Ver-
tretern der Studenten, der Assistenten
und des Mittelbaus

Stellungnahme des Plenums der Universität
Freiburg zum Hochschulgesetzentwurf in
der Fassung des Sonderausschusses

Das Hochschulgesetz—eine Chance für die
Hochschulreform — (Informationen d.
Kultusministeriums Baden-Württemberg,
Juni 1968)

Mitteilungen der Universität — UNI
PRESSE—Freiburg i. Br., Nr. 1

Mager/Spinnarke, Was wollen die Stu-
denten?, 1967, Fischer Bücherei

S. Leibfried (herausg.), Wider die Unter-
tanenfabrik, Handbuch zur Demokratisier-
ung der Hochschule, 1967, Pahl-Rugen-
stein Verlag

FRANCE

Régime scolaire et disciplinaire des Facultés
et Ecoles d'enseignement supérieur, Uni-
versité de Paris, Annuaire 1967-1968.

Commission paritaire provisoire, Faculté de
Droit et des Sciences Economiques, de

Paris

1968. 6.4.

Rapport présenté au nom de la Commis-
sion Autonomie-Cogestion - Structure,
Faculté de Droit et des Sciences Eco-
nomiques de Paris, Assemblée paritaire
provisoire 1968. 7. 12.

“Quelle université? Quelle société? Tex-
tes réunis par le Contre de regroupement
des informations universitaire, Ed. de
Seuil 1968.

Club Jean Moulin, “Que faire de la révolu-
tion de mai” Ed. de Seuil 1968.

4. 入試期問題審議予定

入試期特別委員会
(43. 10. 15)

11月総会	第42回総会に入試期特別委員会の経過を報告し、各大学の協力を求める。
10月より1月末まで	各地区において、地区学長会議を開催し、第41回総会において決定された、「入学試験期日決定方法に関する方針」の原則(注)に基づき、各大学の希望(非公式)について懇談し、地区幹事の手もとで地区案を練る。
2月初旬	特別委員会を開催し、各地区案をもち寄り、総合的にこれを検討し、調整その他の意見があれば、その理由を附して地区幹事を通じ各地区学長会議に回付する。
2月初旬より3月末まで	各地区学長会議は、特別委員会よりの回付案につき、各大学の意見を聞きつつ総合的に調整し、地区幹事においてこれをとりまとめ、特別委員会に回付する。
4月初旬	特別委員会を開き、各地区の調整案を検討する。必要がある場合は、再度地区幹事を通じて各地区学長会議と照復を重ね、5月初旬までに特別委員会の決定案を得る。この場合特に特定の大学の了解を得る必要がある場合は、地区幹事がこれにあたる。

5月初旬	特別委員会は、特別委員会の決定案に基づき、各大学に対し正式に前・後期の希望を照会し、6月中旬までに回答を求める。
6月中旬	特別委員会を開催し、各大学の回答に基づき総会提出案を協議する。

(注)

「入学試験期日決定方法に関する方針」の原則
入学試験期日を希望し、または調整するにあつ

窓

U. H. F と 大 学 開 放

テレビを教育に用いることは現在NHKその他の放送局をはじめ大学に於ても行なわれており、着々その成果を挙げつつあるが、近い将来現在のV, H, Fに代わってU, H, Fの電波が使用されるようになると—最近郵政大臣が発表された—テレビによる教育の手段が益々拡大されることになるであろう。

テレビが教育に用いられる根本的理由は、他の方法よりも情報伝達量が豊かであることともう一つはビデオ装置の発達により、テレビに出す映像を教育効果を最高にするようあらかじめ容易に仕組むことが出来るという二点にあるようである。テレビで教育を行なう方法は、主として講義が中心であるが、私の大学では工学基礎実験(武井健三教授)の指導にテレビを応用している。これは、世界でも珍しい試みであるが着々効果をあげている。

この手法は、まずテレビ指導室を設けてこの部屋から遠隔制御で各実験室に備えつけられた移動カメラを自由にコントロールして学生の実験状況を指導室のスクリーンに写し出し、教授がこれを見ながら学生とマイクロホンを通じて互いに話し合い乍ら指導を行なうものである。

このことは、遠く離れたところから自在に実験指導を行ない得ることを意味し、学生はテレビと電話によって—将来電話技術が進歩し現在のようなクロスパー方式でなく電子交換方式が採用されることになれば、各家庭にもテレビ電話が普及することになる—大学の講義と実験指導を家庭にいながらにして受けることが出来ることになろう。

こうなれば、現在大学のキャンパス内において行なわれている講義や実験の可成りの部分がテレビ放送に置き換えられることとなり、その結果大学における教育方法も現在とは違った形となり所謂教育不在論も姿を消す可能性が生まれてくることになるのではなからうか。

又、更にこの放送による教育手法が発達し、これにマッチした試験方法或いはスクーリングの制度が確立されれば誰でも大学教育を受けることが出来、特定の学生のための教育が国民すべての人々のものとなり所謂大学の開放が実現することとなることも必ずしも夢ではなくなるのではあるまいか。

(電気通信大学事務局長 荒木五六)

ては、次の諸点を十分考慮するものとする。

- ① 同種の大学または学部について、でき得る限り受験者に2回の機会を与えること。
- ② 関連地域内において、でき得る限り受験者に2回の機会を与えること。
- ③ この方針の実施に際しては、極力教育界および社会一般の理解を得るような措置を講ずるとともに、受験者の流れを大きく変化させ、無用の混乱を招来しないように特に留意すること。

D そ の 他

1. 学長・役員等の異動について

会報第41号報告以降、学長・役員等の異動は次のとおりである。

(1) 学長の交替

大学名	旧	新 (事務取扱)
福島大学	海後 勝雄	玉山 男 (")
東京大学	大河内一男	加藤 一郎
山梨大学	福田 邦三	藤岡 由夫

(東京工業大学長には斯波同大学長事務取扱が10月12日付発令された)

(2) 役員 of 交替

役職名	旧	新
第4常置委員会委員長	福田邦三(山梨)	太田敬三(東医歯)
医学教育に関する特別委員会委員長	福田 邦三(山梨)	川喜田愛郎(千葉) (事務取扱)
会長	大河内一男(東京)	奥田 東(京都)

(3) 入試期特別委員会(新設)

8月8日の理事会において入試期特別委員会が設置された。委員氏名次のとおり。

委員長	渡 辺 寧(静岡大)
委員	堀 内 寿 郎(北海道大)
	柳 川 昇(弘前大)
	細 谷 恒 夫(山形大)
	二 方 義(茨城大)
	秋 月 康 夫(群馬大)
	大河内 一 男(東京大)
	小 川 芳 男(東京外語大)
	富 山 哲 夫(東京水産大)

委員	中 村 康 治(横浜国立大)
"	中 川 善之助(金沢大)
"	佐 藤 知 雄(名古屋工大)
"	奥 田 東(京都大)
"	藤 本 武 助(京都工繊大)
"	稲荷山 資 生(奈良教育大)
"	川 村 智治郎(広島大)
"	市 川 禎 治(山口大)
"	前 川 忠 夫(香川大)
"	小 池 新 二(九州芸工大)
"	妻 木 徳 一(九州工大)
"	柳 本 武(熊本大)
"	町 野 碩 夫(鹿児島大)

2. 罹災大学に対する災害見舞について

昭和43年8月30日午後6時京都大学工学部元校舎火災の趣につき協会事務局長から京都大学事務局長宛見舞の電報を送った。

3. 宮城教育大学の開学記念式典について

昭和43年10月18日宮城教育大学において、校舎落成・開学記念式典を挙行されるに当たり、柳川弘前大学長の代読をもって会長の祝辞を呈した。

4. 国立大学協会事務局長代理について

昭和43年9月1日の自動車事故により、鶴田事務局長は目下入院療養中のため、その期間中10月1日付をもって丁子主事が局長事務代理と

して発令された。

昭和43年度会報第5号

5. 寄贈図書

国立高等専門学校協会

Universitas Vol.10 No.3 1968

昭和42年度「新入生を知ろう」

明治百年記念に関する世論調査

昭和42年度日本育英会奨学生生活状況報告書

内閣官房広報室

以上 東京農工大学

学生健康保険組合の報告(42年度) 広島大学

窓

学長が交替された場合に

学長が交替された場合に、国立大学協会の委員、役員等の関係はどうなるか。このことについて、屢々ご照会をいただくことがある。それぞれの場合と、その関係の規程の条文をあげてみた。

○常置委員会委員

各大学の学長は、会長副会長を除き、何れかの常置委員会の委員となる。(後任の学長は、前任学長と同一の常置委員会に所属し、その任期は前任者の残任期間である。)

関係条文 国立大学協会々則第22条第4項、国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領1

(注) 各常置委員会の組織および担当事項は次のとおり。

第1 (大学の組織・制度)

第2 (学科課程・入学試験等)

第3 (学生の補導)

第4 (学生の厚生)

第5 (大学間の協力)

第6 (大学財政)

第7 (教員養成)

○理事・監事

前任の学長が理事または監事である場合は、後任の学長は、引続いてそれぞれ理事または監事となる。その任期は前任者の残任期間である。

関係条文 会則第16条、第31条第2項

○大学運営協議会委員

前任の学長が、大学運営協議会の地区互選委員である場合は、後任の学長は、引続いて同委員となる。その任期は前任者の残任期間である。

関係条文 大学運営協議会規程第7条第4項

○会長・副会長・委員長および特別委員会の委員

前任の学長が、会長・副会長・委員長および特別委員会の委員である場合は、後任の学長は当然にはこれを引継がない。

関係条文 会則第20条第2項、第24条、第23条第2項